

伝統的自然法論の精華

—ヨハネス・メスナー晩年の著作を中心に—

山 田 秀

八 結論—要約とメスナー自身の晩年の発言—

一 はじめに

一 ヨハネス・メスナー⁽¹⁾が歿して二十年以上経つ。その間ヴィーンにヨハネス・メスナー協会が設立され、隔年ごとに国際記念シンポジウムが開催されている。カトリック教会に特徴的な列福運動も開始された。二十一世紀に入つてからは著作集の刊行も開始された⁽²⁾。現在まで(二〇〇六年十二月現在)六巻刊行されている。それらを以下に先ず掲載する。

Johannes Messner Ausgewählte Werke hrsg. von Anton Rauscher

und Rudolf Weiler in Verbindung mit Alfred Klose und Wolfgang

Schnitz, Verlag für Geschichte und Politik Wien u. Verlag Oldenbourg

München.

Band 1: Kulturrethik mit Grundlegung durch Prinzipienethik

und Persönlichkeitsethik, eingeleitet von Alfred Klose und Rudolf

目次

- 一 はじめに
- 二 ヨハネス・メスナー著作集第六巻の構成
- 三 自然法の存在と認識
 - 三―1 法の存立状態としての自然法
 - 三―2 学問としての自然法
- 四 伝統的自然法論の学問的性格
 - 四―1 自然的倫理学と神学的倫理学
 - 四―2 自然的倫理学と社会神学
- 五 人權の基礎づけ
 - 五―1 近代人權論への展開
 - 五―2 基本価値、人權の認識への通路
- 六 人間の尊厳
 - 六―1 キリスト教の伝統
 - 六―2 メスナーによる考察
- 七 自然法の発展並びに力動性
 - 七―1 動態的自然法論の提唱へ
 - 七―2 法領域における発展と根底でこれを支える基本洞察
 - 七―3 反自然法論の吟味

Weiler, Wien-München 2001, XIX, 681S.

Band 2: Frühe Schriften: W. Hohoffs Marxismus. Studien zur Erkenntnislehre der nationalökonomischen Theorie. Sozialökonomik und Sozialethik, eingeleitet von Anton Rauscher, Wien-München 2002, XXX, 149S.

Band 3: Spirituelle Schriften: Das Wagnis des Christen (In der Käfer Gottes). Das Unbefleckte Herz—Litanei und Betrachtungen nach Kardinal J. H. Neumann und M. J. Scheeben, eingeleitet von Senta Reichenpader, Wien-München 2002, XXIV, 156S.

Band 4: Widersprüche in der menschlichen Existenz: Tatsachen, Verhängnisse, Hoffnungen, eingeleitet von Anton Rauscher, Wien-München 2002, XVI, 424S.

Band 5: Vom Sinn der menschlichen Gesellschaft: Das Gemeinwohl. Du und der andere, eingeleitet von Wolfgang Schnitz, Wien-München 2003, XXVI, 324S.

Band 6: Menschenwürde und Menschenrecht: Ausgewählte Artikel, eingeleitet von Anton Rauscher und Rudolf Weiler, Wien-München 2004, X, 340S.

著作集の第一巻『文化倫理学』は一九五四年に刊行されたメスナーの主著の一冊であり、もう一冊の主著である『自然法』（一九五〇年に初版及び第二版、一九五八年に第三版及び第四版、一九六六年に第五及び第六版が、何れもティロリア出版社から公刊されている³⁾）は、メスナー歿後間もなくベルリンにてドゥンカー・フンブロート社から復刻された。

Johannes Messner, *Das Naturrecht. Handbuch der Gesellschaftsethik*,

Staatsethik und Wirtschaftsethik, unveränderte 7. Aufl., Berlin 1984, 1372S.

二 本稿で主に取り上げようと考えているのは、二〇〇四年に刊行された著作集第六巻に収録された後半の幾つかの論文である。本巻には、一九五二年の「経済理論かそれとも福祉理論か？」に始まり一九八一年の「自然法倫理学に寄せて」までの一九篇の論文が収録されている。しかも、これまで容易に入手できなかったものも含めて、纏まった形で公刊されたのであるから、メスナー研究者は固より、伝統的自然法論に関心を有する者にとっては有り難い。これら諸論文は、メスナーの年齢で言えば、六十歳から九十歳位までに執筆されたものである。それらの内でも最晩年、言い換えれば、八十歳を越えた時分からメスナーが関心を寄せていた問題が、人権、人間の尊厳、法と正義、自然法の進化発展及びその認識、そうした法哲学でも最も困難な問題群を扱っているのが際立った特徴である。又、賃金の正義を扱った論文が含まれるのも関心を呼び起こすであろう。本論において、こうした法哲学固有の問題に照準を絞って紹介していくこととする。

二 ヨハネス・メスナー著作集第六巻の構成

三 メスナーの論文集としては、ヴィーン大学退官後の凡そ十年間、即ち、一九六五年から一九七四年までに公刊された諸論文から

二六篇を選んでまとめられた論文集が出版されていた。

『倫理(学)と社会』(Ethik und Gesellschaft- Aufsätze 1965-1974, Köln 1975, 425S.)

この度、それとは別にこの時期を含む一九五二年から一九八一年の三十年間に公刊された論文一九篇が一冊に纏められた訳である(但し、Abh. 5、Abh. 7、Abh. 8及びAbh. 11の四篇は上掲論文集に既に収録されている)。ここで改めて、第六巻の全体の構成を紹介しておくことが便宜であろう。各論文の原語は省略して、訳出して紹介する。又、本論文集から引用する際の出所明示方法は、(Abh. 2, S. 18)の如く本文中に括弧書きにて略記する。

「経済理論かそれとも福祉理論か?」一九五二年 (Abh. 1と略記)
 「現代社会学とスコラ的自然法」一九六一年 (Abh. 2と略記)

「自然法原理は内容空虚な定式であるか?」一九六五年 (Abh. 3と略記)

「自然法と社会神学」一九六六年 (Abh. 4と略記)

「レッセ・フェール多元主義における共同善」一九六八年 (Abh. 5と略記)

「私有財産の制度と機能」一九七〇年 (Abh. 6と略記)

「社会倫理規範の必要性と能力」一九七〇年 (Abh. 7と略記)

「論争の最中にある自然法」一九七一年 (Abh. 8と略記)

「国際法学と歴史哲学」一九七一年 (Abh. 9と略記)

「能力主義社会—問題、予測、目論見」一九七三年 (Abh. 10と略記)

「多元主義社会の法治国家における人間の尊厳理念」一九七四年

(Abh. 11と略記)

「人權の基礎づけ」一九七六年 (Abh. 12と略記)

「人間の尊厳とは何か?」一九七七年 (Abh. 13と略記)

「人間の尊厳と人權」一九七七年 (Abh. 14と略記)

「法と正義」一九七八年 (Abh. 15と略記)

「倫理的・法的意識の発展における世界的なるものと救済的なるもの」一九八〇年 (Abh. 16と略記)

「発展する自然法」一九八〇年 (Abh. 17と略記)

「現代の賃金正義」一九八一年 (Abh. 18と略記)

「自然法倫理学に寄せて」一九八一年 (Abh. 19と略記)

四 以上の論題を眺めてみて直ちに気づく点は、それら殆ど総てが真正面から法哲学上の重要問題を取り上げてこれを論じていることである。言い換えるならば、社会倫理学ないし伝統的自然法倫理学^⑤のなかでも法哲学上の重要論題が大きな比重を占めているということが先ず確認される。本稿は、無論これら総てにわたって報告解説を施そうというものではない。言及されない論文もあるかと思う。言及するとしても、立ち入った考察に到らないことも十分予想される。何れにせよ、私としては、ヨハネス・メスナーがその法哲学者並びに社会倫理学者として重視して終生問い続けたと思われる問題に焦点を当てて、その意味を問うてみたいと考えている。そのためには、本書所収論文のうち比較的古い時代(といってもメスナー七十歳前後の著作であるが、その頃)に書かれたものを一部参照しなくてはならないであろう。その場合、後半を語る上で必要となるであろう限

りにおける紹介に限定しなくてはならないが、それでも必要最小限は語らなければならないであろう。

三 自然法の存在と認識

三―1 法の存立状態としての自然法

五 自然法理論、それもメスナーの用語では「伝統的自然法論」と好んで呼ばれた立場は、場合によっては「スコラ的自然法」とか「カトリック自然法論」とか呼ばれる思想である。ここではそれらの語義の詮索は行わない。^⑦ 伝統的自然法論が解する自然法とは何であるか。先ずこれを記しておこう。それは、第一に「法の存立状態」であり、第二に「学問」である^⑧ (Abh. 2, S. 18)。それぞれが二側面を有する。第一の法の存立状態に就いてみれば、法規範の総体という側面と法規範ないし権利の総体という側面が見られる。即ち、客観法と主観法の夫々の総体が法の存立状態を形成することになる。第二の学問に就いてみれば、法哲学及び法倫理学という法と正義を論ずる基礎学問的側面と人間社会の諸領域に基礎学によって解明提供された諸原理を適用し具体的な社会形成に寄与するという側面が見られる。詰り、メスナーにおいては「自然法」という一語で少なくとも自然法の存在とその認識及び応用実践とがともに理解されているという訳である。そこで人は誤解してはならない。存在と認識、或いは対象とその認識を混同しているのではない。メスナーは、区別した上で尚且つ、それらの緊密性を考慮に入れて、意図的

に同一用語にそれら二重の意味を担わせたのであった。その点では、同じヴィーン大学の国際法学者アルフレート・フェアドロスがこれを表現上も意識的に区別しようとしたのとは対照的である。^⑨ (と言っても、誤解を避けるために附言しておく、両者は基本的に同じ立場である。敢えて推測するならば、一度はケルゼニストであったフェアドロスにとっては、概念の区別に神経を尖らすことがあったのかも知れない。詰り、彼は転向トミストである。それに対して、メスナーは一貫してトミストであった。尚、言うまでもないことだが、自己申告しているからと言って、或いは又、字面だけから思想及び学問的な位置づけが出来よう筈がない。)

六 法規範の総体について附言しておくならば、それは人間の倫理的・法的意識の根本原理の総体であつて、それらは我々人間が自らの法良心によって確知している基本的法命題である。その最高原理は「各人に彼のものを帰すべし」(das suum cuique, suum cuique tribuere)である。^⑩ ここで「彼のもの」das suumと言われているのは財産上の要求権に限定されず、人間のあらゆる権利に連関する。とりわけ不可侵のものとして自然法により擁護される「彼のもの」に属するいわゆる人権を想起されたい^⑪ (Abh. 16, S. 287)。更に「契約は遵守さるべし」、「適法な権威には従うべし」といった法規範が確認される^⑫ (Abh. 2, S. 19)。

七 法実証主義は自然法の法的存在性格を否認しようとする。主要な論拠は「強制力」の欠落に求められる。要するに、この立場は物理的強制力に裏打ちされた国家法のみを法として承認するというのである。しかしメスナーも指摘しているか^⑬ (Abh. 2, S. 19)、「全体主

義国家に対して為された抵抗は法良心によって自然法ないし自然権が確かに存在することを示している。¹³⁾ ヘルベルト・シャンベックは、東欧革命に連関して同じことを語った。否、実証主義の代表と看做されるマキアヴェッリでさえ、法と古来の慣習法を無視するときに諸侯は国家を失い始めているとの見解を採っていた、とメスナーは警告している (Abh. 2, S. 19; Abh. 3, S. 70)。

八 自然法の内容を告げる良心 (die Rechtsnormen des natürlichen Rechtsgewissens の意訳。直訳すれば「自然的法良心の法規範」) は内容空虚でしかないと言張する向きがある (例えば、E・トービッチュ、J・ザウター等)。しかし、本当にそうなのか。人間の根本現実を踏まえる姿勢のある者の目には、言い換えるならば、観念世界で概念的遊戯にかかずらうことのない愚夫愚婦の目には、そうは映らないであろう。人間はその「経験」によって自然法的法規範の認識に到る。「およそ認識で経験的制約を免れているものはない」(スコラ学では一般に次のように表現する。Omnis cognitio incipit a sensibus、或いは、Omnis cognitio a sensu) とメスナーは言う。これは重要である。「正義原理を我々が認識するに到るのは、人間の原共同体、即ち、家族における生活を通じてである」(Abh. 2, S. 20)。更に重要な一文が続く (Abh. 2, S. 20, 尚、後出第三八節をも併せ参照されたい)。

認識問題にとって決定的に重要なのは、最初から理性洞察と事態洞察とは緊密に結合されており、相互に制約し合っているということである。例えば、子供は自分のものでないものを取ってはならないことを学び、後になって所有物について誠実や正直が磐石でなければ家族共

同体の秩序と平和が可能でないことを知る。

ここでは未だ学問的な反省的で概念化的な認識が語られている訳ではない。それにしても、人間の認識について基礎的で重要な指摘が行われていると見なければならぬ¹⁴⁾。現象学者メルロー・ポンティが、それら認識は、科学(学問)のすべての象徴がそれなしでは意味内容を失ってしまうであろう「世界経験」expérience du monde に由来すると言い、科学(学問)的認識の意味と射程を厳密に測量するためには例の世界経験に返らざるを得ない、詰り、学問がその世界経験の二次的表現でしかなく、世界経験に就いては学問のどのような思惟であつても抽象的でしかなく、学問上のあらゆる認識の前提となつている経験こそが凡そ何らかの正当な学問的「説明」explications の出発点となつていると語るとき、¹⁵⁾ 伝統的自然法論と符合している (Abh. 7, S. 131f.)。

九 諸権利ないし諸権限の総体としての自然法について略述しよう。この諸権利の総体は「自己責任を伴う人間本性に基礎づけられた個人々人並びに社会の固有権限の秩序」であるので、¹⁶⁾ 個人権のみならず、共同体の権利、家族の権利、少数民族の権利、国家の権利等が含まれることに注意しなくてはならないであろう。殊に国家と呼ばれる人間集団組織体には特別の目的が人間の社会的本性に定礎されて客観的に与え置かれている¹⁷⁾ (Abh. 2, S. 22)。我々は人間の存在論的構造に由来する制度の倫理的的性格を想起しなければならぬ¹⁸⁾。

一〇 ここで存在と認識の境界領域に我々は立たされているように見える。即ち、存在の現実に融合しつつ洞見している「前学問的な知」から「学問的な知」に移行する領域である。まことに自然理性による法洞察が語られるとき、それは「前学問的な認識」が、しかも、「一般的な法真理並びに日常の単純な状況下でその適用についての人間理性に固有の認識」が問題となっている⁽¹⁸⁾。それは内的経験と外的経験とを提供する。そこから、学問の一般的な根本課題が発生する。即ち、内的・外的な経験事実の多面的多層的な徹底的な探求という課題がそれである。自然法論との関連でこれを考えるならば、とくに内的経験ないし意識事実、それも殊に倫理的・法的意識の事実が重要となってくる⁽¹⁹⁾。それは即ち、良心洞察と良心法則という現実である⁽²⁰⁾ (Abh. 2, S. 24-25)。

三―2 学問としての自然法

一一 ところで、学問としての自然法に就いては、既に述べたように、これにも二側面があるのであって、それは簡潔に、基礎探求と応用学問とメスナー自身によって言い換えられている (Abh. 2, S. 28 u. 33)。基礎探求を目指す自然法 (論) は、「法及び自然権の本質、存在根拠、決定根拠の解明」を主要課題とする。この問題に關してメスナーがトマスやトミストに連関して下している評価は微妙である。彼等は人間の理性的本性という事実を余りにも無造作に受容してしまった。その結果、人間本性の心理学的な素質が重視されることになる⁽²¹⁾。しかし、法や権利の決定根拠ないし規準を探求する

ためには存在根拠の解明が前提となる (換言すると、法や権利或いは倫理の存在根拠の解明がなされて後初めてその決定根拠ないし基準を探求することができると、又そうしなければならぬ)。これに連関する問題に就いては、カトリック倫理神学者フランツ・ベックレの見解を、第五〇節以下において批判的に考察する)。そこで先ず、人間本性の作用様態、語り自然法を存在論的に瞥見してみると、家族という共同体の中で、父として母として子として、人間は自らの本性固有の相互的な愛と配慮の傾動に押し促されて共同体秩序へと到るのである⁽²²⁾ (Abh. 2, S. 29f., 44f.; Abh. 3, S. 58-64; Abh. 7, S. 126-128, 136-139; Abh. 8, S. 148-150; Abh. 12, S. 239f.; Abh. 13, S. 253 u. a. m.)。そうにおいて、共同体秩序に固有な諸原理、即ち、誠実、信義、正直、感謝、服従など (Ehrlichkeit, Treue, Wahrhaftigkeit, Dankbarkeit, Gehorsam usw.)、そうした諸原理が体験されつつ学ばれる。その根底には所謂「黄金律」が横たわっている。そしてこの黄金律には既に万人の同じ人間の尊厳が含まれている (Abh. 2, S. 29-30, Abh. 13, S. 251)。更に、「自然法を形而上学的に眺めてみると、ベルグソンのいう「人間精神の自然的形而上学」la métaphysique naturelle de l'esprit humain」として経験される形而上学的前経験が知られるのであって、その内容として、例えば、人間が動物以上のものであること、良心の知、良心の絶対的命令の知、無条件的義務の知、死後の存続 (靈魂不滅) の知、良心法則の制定者の前で為さねばならない釈明、それ故、究極的には創造者の知が挙げられる。尤も、これらは、いわば「前学問的な知」(Abh. 2, S. 24)であるから、哲学的形而上学的な考察・吟味に曝されなくては

ならなく (Abh. 2, S. 30)。それにしても、この前学問的な形而上学的知なくしては、そもそも形而上学自体が存在し得なくなる。⁽²³⁾ このことは充分自覚しておく必要がある。

一二 メスナー自然法思想の特徴の一つは、自然法論を含めて人間の活動は、どれほど努力を払ってみたところで、しかも善意であったとしても、誤り得るということを率直に認めるところにあると私は思ふ (Vgl. z. B. Abh. 15, S. 278, 282)。それいも悲観論に陥ることなく (その根底には、人間本性と根本悪についての中庸論が据え置かれている。第四節参照)、例えば、人間本性に直接由来する基本諸原理に就いては普遍的な妥当性が認められるのであって、それらと一応区別される適用の具体的歴史的事例とをきつぱりと区別して考えなければならぬ。スコラ自然法論では、第一次自然法と第二次自然法とを原理自然法と応用自然法として区別して考察されてきているものである。⁽²⁴⁾ 詰り、歴史上の実定法における誤謬や大いに異なる法典が現に存在してきたとは言え、それでも万人の根本的な法洞見は、普遍的であり一致しているとメスナーは主張する。その証拠に、「総ての国民が例外なく、人權の基礎となつてゐる根本的な法諸原理を人間の自然的法理性及び人間の尊厳に一致するものと看做すに至らしめられうることを誰も本気で争わない」というのである (Abh. 2, S. 31)。

一三 学問としての自然法、即ち自然法論の第二課題とは、「それぞれの時代の国家生活、経済生活、社会生活、国際生活において自然法原理に相応しい正義の秩序を練り上げていく」ことを目標とし

ている (Abh. 2, S. 33)。要するに、実践に資すべき応用自然法論の提供である。⁽²⁵⁾ それは、伝統的自然法論の観点から展開された応用倫理学であるとも言い得る。こうした認識の努力については、後に歴史性、誤謬、発展の問題として再説することになるであろう。本節を閉じるに当つて、メスナーによる自然法の定義を念のため次に掲げておく。

自然法は、自己責任を負う人間本性に基づいて存する個々人及び社会の固有の諸権限の秩序である。⁽²⁶⁾

四 伝統的自然法論の学問的性格

四一 自然的倫理学と神学的倫理学

一四 ここでその問題性格上決して看過できない、しかし我が国ではそれに見合つただけの正当な注目を受けることが少ないと思われる事項に閑説しておかなければならない。伝統的自然法論は、その学問的性格から見ると、自然理性の光の下で営まれる人間的認識活動である。⁽²⁷⁾ 従つて、これをカトリック社会倫理学との関連で語るならば、神学的社会倫理学と区別される哲学的社会倫理学にほぼ重なる学派である、と考へて差し支えない。ここで「ほぼ」と言つたのは、厳密には同一視はできないにせよ、実質的にはカトリック社会倫理学内で自然法論的な立場に立つ者によつて、伝統的自然法論は担われて来たからである。⁽²⁸⁾ これだけを先ず一般的に語つた後で、少し立ち入つて考察してみよう。

一五 先ず、戦後の一時期から始まった自然(的)倫理学(natürliche Ethik)を貶下する動きがカトリック倫理神学内部で生じたことに関するメスナーの立場を確認しておこう。勿論カトリック倫理神学の頂点を成すのがトマスの学説であつてみれば、伝統を完全無視して排他的に神学的な倫理学(純正神学的倫理学 eme ausschließlich theologische Ethik)を一挙に主張することは困難であろう。

何となれば、「自然法倫理学は、トマス・アクイナスが理解したように、その全本質において社会倫理学であり、逆に又、社会倫理学は自然法倫理学である」⁽²⁹⁾からである。そこで、これらの理由からなるべく自然的倫理学、即ち自然法倫理学が基礎に据える「自然法則」ないし「自然法」を避けようとの動きが見られたのであつた。その代表者の一人がシュナッケンブルク⁽³⁰⁾であつた。なるほどカトリック倫理神学の長い歴史の中でいわゆる「自然的倫理学」が幅を利かせて、その結果、存在論的な本質考察の弱点が、即ち、存在論的考察が本質考察に集中し収斂するために帰結せざるを得ない弱点が露呈してきた、或いは、静態的で歴史の変動にいわば無頓着な傾向が認められると言うのであれば、それは認められよう。しかし、それだけでは自然的倫理学の蔑視ないし貶黜^(へんちゆう)を帰結するには不十分である。メスナーの見解は大凡そうしたものである(Abh. 4, S. 71)。この問題連関でベルンハルト・シェップフがメスナー古稀祝賀論文集に寄せた論文において適切な考察を行っているので、次にそれを紹介しておきたい⁽³¹⁾。

一六 自然的倫理学よりも神学的倫理学を宣揚したいと考える者

「それはプロテスタント神学者にはしばしば見られることであり、カトリック神学者でも見られなくはない」に対して、二つの議論を用意してシェップフは論ずる。先ず、樂園において存在していた根源的な創造秩序は根本的に変化を被り、墮罪世界においては根源的創造理念を読み取ることなど最早できず、従つて、自然法を解明し自然法的考察でことに当たることなど不可能である、という議論(例えば、プロテスタントのH・ティリーケ等の議論)は成り立つのである。否、成り立たない。何となれば、アダムの罪科は事件の前後におけるアダムの自己同一性を前提にしているからである。罪は偶有的な存在喪失を惹起したとはいえ、本質的な存在・存立は依然として保持されていると考えなくてはならないのである。「自然法的な諸考察すべてについての前提を成すものは、樂園での現存在と墮罪後の現存在との相違ではなく、すべての状況に共通するものである」⁽³²⁾。同様の考察は、既に我が国でも、夙に松本正夫博士によつて為されていた⁽³³⁾。

一七 もう一つの論証はどうであろうか。それは、要するに、邪な考えや窃盜、殺人、不倫、嫉妬等々が悪いのは、キリストがそれらを非難するからなのか、それとも、キリストがそれらを非難するのは、それらが非難されるべきであるからなのか、と約言され得る。そして、当然ながら、シェップフはこれに就き後者を是とし、「それ故、あらゆる実定的な立法に先立つて、従つて又、新約の啓示以前にもそしてそれとは関係なく、存在自身に繫留された倫理的秩序が、それ故又、自然法が存在するのである」⁽³⁴⁾と結論付けている。

四―2 自然的倫理学と社会神学

一八 上記のカトリック倫理神学の一部としての聖書神学的考察に限定されない新たな動き、即ち、社会神学は別途考察されなければならない。社会神学は「信仰論全般から社会の本性と秩序の諸問題について新しい認識を得ようとする」(Abh. 4, S. 74)。尤も、「社会神学」という用語は、広く使用され認知されているものの、その内容は千差万別であると言われる。ヨーゼフ・ヘフナーによっても「社会神学の問題領域はじつさい緒にたいばかりである」と確認されている。社会神学に対して同情的で擁護的な姿勢をみせるヘフナー自身によっても、哲学的学としてのキリスト教社会理論の学問的正当性と課題の重要性が公言されていることにメスナーは注意を促している (Abh. 4, S. 75)。こゝでは、慈愛が最高の徳であり、トマスによると真実の神愛の徳の試金石であることに思いを致すとともに、これを社会において具体化することが社会神学にとって著しく困難であることの指摘にとどめておきたい (Abh. 4, S. 77)。

一九 前段で指摘したように、社会神学の存在資格並びに発展可能性は、これらを尊重するとの趣旨で留保を行うにしても、我々は、メスナーが実践したように、キリスト教社会理論にとって哲学的な学問として自己を主張する立場の正当性を確信している。これに就いては、嘗てニコラウス・モンツェルとの間で論争があつた。⁽³⁸⁾ 詳細は、別稿をご参照願うとして、⁽³⁹⁾ 理論的に特に注目すべき内容を要約すると、ほぼ以下のように言えるであろう。「自然的認識に接近できないようなもので、社会的実存における人間の解釈にとって本質

的なものは『超自然的』啓示からは何ら生れてこない」というメスナーの一文⁽⁴⁰⁾に關わる問題をめぐる論争があつたが、その時当然予想されるように、モンツェルに代表される傾向を有するカトリック社会理論家(社会神学支持者)はこれに承服できなかった。メスナーとモンツェルの中間に位置すると思われるヴィルヘルム・ヴェーバーは、原罪の人間本性に対する結果をかなり重く見て、「人間の認識能力と意志能力は、原罪によってなるほど破壊はされなかつたが、決定的に弱められた」という。メスナーはどう感じるか。「啓示と信仰は、探求する人間精神に人間本性について何ら新しい認識を与えない。ただ、より明らかに見ることを可能にするだけである」という(尚、メスナーは他の箇所ではニューマン枢機卿を引き合いに出して、同様の趣旨を説いている。Abh. 15, S. 277)。更に、メスナーは、モンツェル自身が依拠すると称するヴィルヘルム・シュヴェーアの次の適切な発言を引用している。⁽⁴¹⁾

信仰、恩寵、そして恩寵によって照らし出された良心から社会生活の根本原則に対する新しい認識は決して生れない。本性の中に定礎された秩序に内在する諸目的を完全に実現するために必要な新しい力だけが生れるのである。

二〇 ここでメスナーが挙げているより具体的な例を紹介しておいた方がいいかも知れない。例えば、キリスト以前の世界における高等文化が現実存在したという事実、そしてそれが現在でもそれなりに社会で機能し得ているという事実は、明らかにそうした決定的

な洞察能力を理性が、即ち、自然理性が有することを示しているのではないか。中世時代にカトリックの教えが支配的となっており、カトリック神学がキリスト教史上最高潮に達していた時にも社会秩序はその他の時代と同様に、問題や欠陥（反ユダヤ主義、異端者迫害など）を抱えていなかったであろうか（Abh. 4, S. 79; Abh. 16, S. 290f.）。

二一 勿論こうしたメスナーの論調は、社会神学の全否定などを少しも意味しない。しかし、哲学的・自然法論的な社会理論の必要性と重要性を主張し擁護する立場であることは疑うことができない。ヨーゼフ・ラッツィンガー「二〇〇五年四月に教皇に選出され、ベネディクト十六世を名乗る」は、キリスト教社会理論、カトリック社会理論が直接的に神学的基礎の上に展開されるそれとしてではなく、他のすべての「社会」理論と同様の事実を使用することができること、その限りにおいて、他の社会諸理論と同じ質料の対象を有すること（Abh. 4, S. 81）。世界観的多元主義の現代社会にあつて自然倫理学及び自然法論は、なるほどカトリック神学や人間学によつてその「本質的」社会原理をより明瞭に認識することがあつたとしても、一旦認識された当該諸原理は、その認識の機縁によらずその認識の妥当、即ち、単なる理性にとつて「明証的である」という理由によつて、万民・万人に受容可能であることを重視する⁽⁴⁴⁾。そして、これはヨハネス二十三世教皇が『パーチェム・イン・テリス』で社会秩序の問題についての自然的倫理的良心並びに自然法的考察様式をその教説の基礎に据える実質的理由でもあつたのである（Abh. 4, S. 82）。ハイデ、ローマ人への手紙第二章から我々の立場を考える

うで参考になる有名な一節を引用しておこう。⁽⁴⁵⁾

律法を有たぬ異邦人も、もし本性のまま律法の載せたる所をおこなふ時は、律法を有たずともおのづから己が律法たるなり。即ち律法の命ずる所のその心に録されたるを顯し、おのが良心もこれが證をなして、その念、たがひに或は訴へ或は辯明す。……なんぢ律法を守らば割禮は益ある、律法を破らば汝の割禮は無割禮となるなり。割禮なき者も律法の義を守らば、その無割禮は割禮とせらるるにあらざり。本性のまま割禮なくして律法を全うする者は、儀文と割禮ありてなほ律法をやぶる汝を審かん。それ表面のユダヤ人はユダヤ人たるにあらざり、肉に在る表面の割禮は割禮たるにあらざり。隠かなるユダヤ人はユダヤ人なり、儀文によらず、霊による心の割禮は割禮なり、その譽は人よりあらざり、神より來るのである。

二二 以上が、自然と超自然、言い換えるならば、「自然法」の位置付けをめぐるメスナーの基本的立場を明瞭に示すものである。そして、これは社会問題に面して採るべき伝統的自然法論の基本的態度を決定する。即ち、キリスト教思想は、社会問題を原罪の結果と認識するものであるが、そうであるならば、否寧ろそうであればこそ、第一に、社会問題は何時の時代においても存在しないということとはあり得ないこと、第二に、それと同時に、人間本性の本質的素質が破壊されることなく傷つけられるに止まる以上は「社会改革」への確かな手掛かりも常に存在することを教示しているのである。これによつて、自然法論は、経済利益追求という自由な活動によつて自動的に社会的調和がもたらされるという自由主義的決定論

とも、完全な未来の秩序は弁証法的過程という必然性を伴って成立するというマルクス主義的決定論とも袂を分かたず。かくして、「キリスト教的良心にとつて、社会問題というものは全体として革命という仕方によつてではなく、改革という仕方であらざるべきである」という結論が得られるのである。これがキリスト教的社会改革の基本認識であり、出発点となる。もちろんその人間理解は、後に見る神の似像としての人間を基礎に据えているのであるから、改革の手掛かりを与える社会諸原理を活用する際にも「人間の個人的本性と社会的本性、自由権と社会権、個人と共同体、これら二極が分ち難く緊密に結合し相互に組み込まれている」ことが忘れられてはならない。

五 人権の基礎づけ

五―1 近代人権論への展開

二三 人権が理念として登場するためには、国家の存在が前提とされる。近代啓蒙思想やそれ以降の国家理論で最も重要な影響を後世に与えた思想家にルソーとヘーゲルがいる。ルソーは「一般意思」を語り、ヘーゲルは「客観精神」を語った。両者によつて国家を超越する人権の占める位置は排除された。それだけではなく、メスナーによると、中世以来発展してきた人権論も忘れ去られていった。人権が本当に存在し得るのは、国家によつて創設されるものでなく、尚且つ、国家が従わなければならない「法」が存在する時だ

けである、と考へなくてはならない。例えば、イングランドでは古くから国家権力の行使は慣習法に表現されている人々の意思に拘束されるという原則が存在し、このため議会の立法は慣習法で認められた法ないし権利を確認し宣言することと考えられていたようである。もちろんそれらは今日の人権と同じとは言えないであろう。それにしても、国王乃至君主を凌ぐ法の存在することが認められていたのである (Abh. 12, S. 229)。しかし、ルソーやヘーゲル流の思考がこれにとつて代わると、国家を超える法の存立の余地が排除され、結局法実証主義に見られるように、国家によつて制定された法のみが「法として」承認されることになる。その行き着く処は、詰り、人権理念の喪失であり、全体主義的なファシズム国家並びに国家社会主義国家の到来と擡頭であった (Abh. 12, S. 228)。

二四 十六世紀のスコラ学者フェルナンド・バスケス・デ・メンチャカは、道徳神学 (倫理神学) から自然法学を独立させて、はじめて法律を人々の利益 (いわゆる人権) に資するという点に見出した、とメスナーは言う (Abh. 12, S. 229)。フェアドロスによると、古代キリスト教の自然法論が義務中心に構成されていたのに対して、バスケスにおいては権利中心に自然法論が構築されており、従つて又、そこには人民主権論や法治国家思想が見られる。尤も、既に十三世紀のトマス・アクィナスにおいて法の目的思想がさうとう明瞭に語られていたというこのことは特筆されてよいであろう。実際プロテスタントの卓越した法学者イエーリングは「驚いて私は自問するのである。かかる真理が一度表明された後で、我々プロテスタント学

界において全く忘れ去られてしまうことが如何して可能であったのか、と。……私自身についてみても、若し私がそれ「トマスの法学説」を知っていたならば、私の書物を一切書かなかつたであろう。何となれば、私にとって重要であつた根本思想がかの偉大な思想家によつて完全な明晰性と的確な表現で語りつくされているからである。」とまで言っているのである(Abh. 2, S. 29)。メスナーによると、「人権」という表現はもちろんトマスのテキストには見当たらない

が、人権の根拠づけを彼なりに行つてゐる。それでも「しかし、人間の尊厳に人権を基礎づけるといふ思想は聖トマスの時代には今尚熟してはいなかつた。ウッツの語るところでは、産業化や個人主義がもたらした社会革命がそのためには必要であつた。そうとは言へ、トマスは『それに必要な思考要素はすべて』見て取つてゐた」(Abh. 12, S. 231)。この後、ビトリアやスアレスといったサラマンカ学派の人々によつて自然法論の構成や重心の取り方とかに少しずつ変化がみられる。

二五 さて、啓蒙時代は、個人主義を出発点におく以上、もはや人権の基礎づけの問題は問題でなくなり、「理性は如何にして社会秩序を獲得することができるのか」といふ社会契約の問題に取り組んだ(Abh. 12, S. 234)。ホップズとかロックとか余りに有名である。十七世紀のプーフェンドルフは、行き過ぎた個人主義の修復をはかり、再度義務を強調した学説を提示した。そして、ルソーやカント、ヘーゲルが登場する。ここで注目されるのは、カントである。何となれば、カント倫理学に対して伝統的自然法論者として異を唱える

メスナーではあるが(Z. B. Abh. 19, S. 323ff.)、次のように、カントの功績を高く評価しているからである(Abh. 12, S. 236)。

彼の功績は、何れにせよ次の点に、一即ち、計算する功利性倫理学と人間にとつて無制約の自由を篡奪する理性の進歩思想に対して倫理学の中に理性の中心な地位を割り当てたこと、自由は他の自由との一致可能性という基準を一般的法則として与えたこと、これに基づく「人間の尊厳」といふ理念に人権を合理的に基礎づけるための道を示したことに一ある。

五―二 基本価値、人権の認識への通路

二六 さて、十八、十九世紀のスコラ学で人権はどのように捉えられていたであろうか。それは概して否定的であつた。レオ十三世教皇の回勅『レールム・ノヴァールム』(Rerum novarum, 1891)で人間の尊厳が語られていたとしてもそうである。何故そうなのか。それは人権理念が合理主義的・個人主義的なイデオロギーの影響を強く受けていたからだ、と言うより他ないのであろう。そうした趣旨でメスナーは一九三四年版の『ヘルダー大事典』*Der große Herder* 所収の「人権」といふ見出し語の解説を紹介している(Abh. 12, S. 237)。

人権としてより詳細に形成され「この人権という」名称を獲得したのは、十八世紀末、特に北アメリカにおける社会哲学に遡る。それは人権を、地上の人々各人が有する国家を超越する不可譲の権利であるとした。かくして合理主義的自然法の誤つた軌道が、フランス革命並び

に市民的民主主義的自由主義の意味において歩まれたのである。

二七 アメリカ合衆国の一七七六年の独立宣言には創造者（造物主）による不可侵の権利が謳われている。

われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、そのなかに生命、自由および幸福の追求の含まれることを信ずる。⁽²⁸⁾

では一体それは何処に由来するのか。旧約聖書であることは言うまでもあるまい。創世記には、神の似像として人間が創られたと記されている。これほど明瞭に人間自身について解き明かすことは後々の科学の発展を待ってもなかなか困難なものと思われる。それを人々はその良心を通じて知る訳であるから、これはある意味で非常に不思議なことでもあり、別の意味ではこれほど確かなこともないのかも知れない。これは人間の存在構造に規定されてそれと融合して為される本性的認識の一種であると考えられる。しかし、民俗学や社会学、比較道徳学、比較法学などを参考にして、そうした基本的価値についての認識を否定ないし軽視する立場（例えば、F・X・カウフマン等、第五〇節参照）も出現してくる。これをどう考えればよいのであろうか。⁽²⁹⁾

二八 この場合は最も単純な人間論的な事実には立ち返ること以外にないであろう。それは取りも直さず人間が家族的存在である、という厳然たる事実である（Abh. 12, S. 239-240）。人間は他のあらゆる動物同様、自己実現、即ち自己の存在充足を求める。それは最も重

要な身体的・精神的要求を満たすとともに、自己の素質を現実化することであり、人間はこうした根本諸要求を充足し完全な実存を獲得するために、しかも他の動物に比してはるかに長期に亘って家族共同体に依存している。このような訳で、人間は家族の中でその全成員が自己実現を目指して生活する中で、自己の態度や精神や人格を具体的に形成しつつ、同時に、家族全員が拘束されている行為範型が形成されて存在して働いていることを洞見すると言わねばならない。詰り、家族共同体という場には、完全な人間の実存の獲得ないし喪失を左右する行為範型を基礎づける存在論的な鍵が客観的に置かれている、という訳である。

二九 こうした人間の根源的な事実の上に人権が、そして人間の尊厳が理解されるための通路が準備されているのではなからうか。勿論、保証はしないかも知れない。しかし、これなくしては、我々は一步も先に進むことができないであろう。人間の自己実現が平等な身体的・精神的根本要求の充足に懸かっているのだというこの現実には、人間が平等な人権を有することについてそれ自体では何も語らないかも知れない。却ってその否定的見解を裏付けるような史実をいわゆる実証科学は挙げることさえできるであろう。しかし、それにも拘らず、戦後の人類の一般的倫理的・法的意識が強力に歩を進めて、「自由と平等が根拠でもあり同時に規準と目標ともなるのだ」という理念にまで到達したことも決してそれに劣らない事実である（Abh. 12, S. 241）。その明瞭な証しは、一九四八年十二月十日の世界人権宣言の採択であり、一九六六年十二月の国際人権規約の

可決に見られる⁵⁴⁾。

六 人間の尊厳

六一 キリスト教の伝統

三〇 人間の尊厳とは何であるのか。この問いを人権の根底に据えて論陣を張ったのは周知の如く、カントであった。そのカントは十八世紀末の人である。しかし、既に『旧約聖書』の「創世記」にこれに対する解答が与えられていた。神は自らに似せて人間を創造した。神の似像性は人間に二重の意味を与えている。これにより、先ず人間は、自分が動物界からは区別されるものであることを知る。第二に、人間としての独自の特徴が理性賦与、自由意思そして地上のものに対する支配権にあることを知る。かくして、人間は人格である (Abh. 13, S. 246)。この地上のものに対する支配権（「地を支配せよ」）に関しては、例えば、トインビー等は産業社会の過大評価や環境破壊の元凶を見ようとする。しかし、メスナーに言わせればそれは誤解であって、「真の文化の担い手としての使命授与」（真の文化負託）に外ならない⁵⁵⁾。その脈絡で、開発援助等が位置づけられている (Abh. 13, S. 246-247)。

三一 神の似像性について、アウグスティヌスは社会的関連ではなく個人的側面において、しかも原罪によってそれが被る意味に就いては相矛盾する曖昧さを残した発言をしている。彼は罪人でさえ、たとい歪曲されようと、神の似像性を蔵している限りで善の意

志を有すると言う⁵⁶⁾ (Abh. 13, S. 247; Abh. 17, S. 296)。アウグスティヌスの神学的救済論的な観点は、後のトマスによって更に高められ総合される (Abh. 13, S. 248)。

三二 トマスは、或る箇所 (S. 1, 2. II, art. 64, 2) で人間の尊厳について、これを「本性からして自由であり自己自身のために実存している⁵⁷⁾」ことと概念規定している。つまり、ここに到ってトマスは、「人間の尊厳」引用原文中では“*dignitas humana*”の奪格形を「神の似像」性という神学的・宗教的な背景からではなく、哲学的な光の下において、即ち、「人間の自由と自己目的」という観点から説いていることにメスナーは注目するのである (Abh. 13, S. 249; Abh. 17, S. 296)。勿論このように「自由と自己目的」, *Freiheit und Selbstzweck* “といつても”それは決して無制約の自由ではあり得ない⁵⁸⁾。しかし、ともかくも、宗教的・神学的な背景を共有していなくとも議論を交わすことが可能になる次元ないし地平がここに確保された訳である。

三三 では、世界観的多元主義社会の現代にあつて人間の尊厳及びその承認について、トマスに見られたように理性の関わる問題として問うとするならば、何に基づいて我々はこれを探求していけばいいのだろうか。ここで、メスナーは、人間の尊厳の考えを容易に抱かせる「人間の直接的経験」に聞くことを勧める。すると、三つの経験事実が見られる、という (Abh. 13, S. 249-250)。先ず、①人間の自己実現は不可避の本能の作用によるのではないということ、それは自らの責任にかかわる事柄であり、従つて自由の問題であると

ということが知られる。次に、②責任意識は行為の決定にとつて基準となる諸前提並びに期待される諸結果の認識を要求する。従つて、自己の義務を果たすべき具体的状況の知識を獲得すべく人は努めなければならぬ。更に、③人間の責任意識と共に直接的経験として「形而上学的不安」„die metaphysische Urnruhe“が知られる。形而上学的不安とは、「現存在の起源、意味、目的についての人間の問いと結びついた内面的な不安」であつて、他のいかなる動物にも見られない人間だけに特有のものである。⁽⁹⁾

六―2 メスナーによる考察

三四 形而上学的不安、換言すれば、存在喪失を克服する道は如何なるものであろうか。これに就いてメスナーは次の如く語っている (Abh. 13, S. 251)。

人間がその最善の存在をいくらかでも経験しようとするならば、それは常に、他者に対して同胞の愛を以て尽くすことにおいて経験される。それは他者に対する尊敬を彼自身に知らしめ、同時に自分自身に対する尊敬をも知らしめる。それ故、隣人愛の律法に人間尊嚴の理念の概要が同時に与えられているのである。この律法は自然的法則でもありキリスト教的法則でもある。キリストは同じことを黄金律という形でも語られた。「さらば凡ての人に爲られんと思ふことは、人にも亦その如くせよ。これは律法なり、預言者なり。」(マタイ7, 12)と。

隣人愛と黄金律という二つの法則が大本になつて、人間一人一人に

彼が為すべき事柄の具体的認識を可能にするのである。この大本となる尺度は、人間の自己知並びに秩序づけられた自己愛にかかわる。そして、自己愛が秩序づけられるのは、「自己愛がすべての同胞の精神的身体的根本要求の平等と万人の根本義務の平等とを自分の行動の義務的指針と看做し承認する」ときである (Abh. 13, S. 251)。

三五 では、更に問うてみよう。何故我々人間は、他者が自分にとんなかかわりを有し、自分が他者を平等に尊重しなければならぬのかを知るべきであるのだろうか。それは各人が理性と良心を賦与され、それ故に失われることなく放棄することもできない義務と権利とを賦与されているからである。「各人が万人に対して義務を負い、逆に又、万人が彼に対して義務を負っている」というこのことが万人の人間の尊嚴を成してゐる。(Abh. 13, S. 251)。

三六 前にカントの功績に触れたが(第二五節参照)、人間の尊嚴についての近代の思惟に決定的な影響を与えたのもカントであつた。人間の尊嚴概念を、人間は「単に手段として扱われてはならず、目的それ自身として扱われなければならない」という点にカントは見ている⁽¹⁰⁾。この人間尊嚴の見方とほぼ同じ見解を、我々は既にトマスに確認した(第三二節参照)。トマスの見解の核心は、人間の「自由」と「自己目的」に置かれていた。

人間が自由であるのは、理性によつてその行為と不作為との選択と決定が可能となるからである。人間が自己目的であるのは、人間存在全体におけるその自己実現が他のいかなる目的にも劣後させられてはならないからである (Abh. 13, S. 252)。

三七 人間の尊厳は、こうして、「理性賦与によつて、即ち、倫理的義務を遂行するために課せられている責任と万人の平等な基本的自由の枠内における自己目的としての彼の地位によつて人間が特別の地位に置かれているということ」に外ならない。こうして、人間の尊厳に関してこれまで為されてきた様々な考察は、或いは神学的な考察、或いは形而上学的考察、或いは又倫理的考察であつた。しかし、更に存在論的考察が残されている。それは人間の直接的経験に与えられている人間本性の作用様態から考察する方法であるが、これには二つの方法がある。

三八 存在論的な根拠付けは、二つのアプローチを有する。何れも人間の基本価値とは何であり、如何にしてそれらを人間は知るか、という二つの問いを問題としている。

第一の道については、前に若干言及したが（第一〇節、及び、第二八節参照）、その重要性に鑑みここでも多少説明を施しておきたい（Abh. 13, S. 253）。この第一の道は、人間の家族が出現して以来、即ち、人間の先史時代から今日まで辿られてきている道である。人間は、動物と違って、はるかに長期間、保護と配慮を与えてくれる家族という世界に依存している。人間の子供は、動物の場合と違って、その天賦の理性と身体的能力が十分発達するまでは、自立し何とか自活することさえ出来ない。家族生活を送ることを通じて、人間は誰しも家族成員間の相互好意や相互尊重、各人の自由領域を顧慮する必要性とか共同体全体の福祉とその第一の要請として平和樹立の配慮が必要なこと、こうした様々な事柄を、具体的に経験して

学んでいく。しかし、この間人間が学ぶのはこれに限られない。「全員にとつて拘束力のある行為範型が、これを遵守する場合にのみ各人の自己実現が可能になるが故に、家族共同体において妥当する」ということをも学ぶのである。ここにおいて、共同体秩序に固有な諸原理、即ち、誠実、信義、正義、約束遵守、服従など、そうした諸原理が相互に関連したものととして体験されつつ学ばれる。

各人が自己実現に必要なものが何であるかは、身体的・精神的必要がこれを告知する。……それに適合した行為様態は、自己実現のために各人が払う努力において人間の存在素質の作用様態からもたらされる。その基準となる諸価値は、従つて、先入観的な人間本性概念にも哲学的反省にも基づくものでなく、家族共同体において与えられた人間本性の作用様態に基づくのであつて、各人の直接的経験の対象となる。経験と人間の存在素質に基礎付けられるのであるから、この根拠付けは帰納的・存在論的なものである（Abh. 13, S. 253）。

三九 基本諸価値とその認識に答えるための第二の道は、これも経験とこれに基礎をおく洞察から出発する。二度の世界大戦を経験した人類は、これを回避するための解答として、世界人権宣言に辿り着いた。その第一条は次のようにある。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

この世界人権宣言とこれに続く一九六六年の人権規約は、国際連合

諸国家の共通の倫理的・法的意識の表現として評価されなければならない。人間の尊厳の問題に関しても当然重要な意味を有するのである。⁽²⁸⁾メスナーは、ここで五つほどの含意を述べているが、本稿では五番目に述べられていることだけを紹介する。人権宣言は、人間の尊厳の根拠付けを含んでおり、それは世界観的多元主義の社会において一般的に受容可能 (allgemein annehmbar) である。それは勿論「すべての人間が理性と良心とを授けられている」ということである。「良心についての意見は相違するかもしれない。それでもやはり、公衆の大多数は基本的良心の存在を争わないであろう」(Abh. 13, S. 255)。

四〇 この国際法意識の記念碑的宣言と規約の中間期にカトリック社会倫理学上も極めて重要な文書が出ている。それは一九六三年のヨハネス二十三世による『平和回勅』*Pacem in terris*である。その二年前に既にルガンブワ枢機卿とタンザニア司教団が共同で出した司牧書において、法と正義に関する良心について語っていた。枢機卿は、様々な種族、部族、宗教、イデオロギー、政党からなる社会、即ち、多元社会を前提にして話を進める。この社会では総ての人の理性と法良心に固有のものに訴えることによってしか共通のもの、正義の秩序への道を示すことができない。アフリカ新興諸国では、法良心の基本諸原理を尊重することが国家権力の根本義務である、と (Abh. 15, S. 276)。ヨハネス二十三世教皇も、その回勅の中で、法と正義の基本諸原理への理性及び良心の洞察を強調した (Abh. 15, S. 277)。

我々は、メスナー自然法論の特徴の一つを成す動態性を次に見ておこう。

七 自然法の発展並びに力動性

七一 動態的自然法論の提唱へ

四一 いやしくも学問たらんと欲するなら、停滞してはなるまい。自然法論とて例外ではあり得ない。しかも、「ホモ・サピエンスの存在と思惟における進化発展は争い得ない」とメスナーは主張してゐる (Abh. 17, S. 294)。第一七論文にちよつとした挿話が掲載してあるのでここで紹介しておきたい。当時の学界の雰囲気伝えるからである。第二次大戦後間もない頃、ドイツ語圏のある雑誌の有名な編集者から当時話題になっていた自然法の可変性論争に対する所見を寄稿してもらえないかとの打診がヨハネス・メスナーにあった。彼は、絶対的自然法と相対的自然法とを区別して論じた原稿を送付したところ、突き返されたそうである。何故であろうか。返信に次のようなコメントがあった。自然法が絶対的で時間を超越していないとしたならば、我々は何処へ行くのだろうか、と。

四二 メスナーは一九三八年に英国に亡命しているが、それは、言うまでもなく、ナチス政権下での亡命であった。そこで自然法理念の研究に取り組み始める。彼は初め大陸風の形而上学的・演繹的な手法でその研究を開始したのであったが、やがて英国経験論的な思潮に含まれる重要性を自覚するに到る。「直接的経験」(unmittelbare

Erfrahrungen) に自然法論を定礎させることによつて、新しい自然法論への接近可能性を模索し提供しようという構想が生まれ、じつさいそれを著『自然法』の執筆という形で実行した。⁶³ 但し、このようなアプローチは当時ドイツ語圏の神学界からは相当の攻撃が十分予想されたので、メスナーは意識的にトマスとの関連を引き合いに出したのだという。この問題については、メスナーと親しいヴイーン大学の批判的トマス主義者アルベルト・ミッテラー Mitterer が見抜いていた。トマスからの離反は危険視されていた時代であった。ところが、第二バチカン公会議（一九六二—一九六五年）以降になると事情が逆転してしまう。トマスを軽視するか離反対立するのがまるで学問的であるかのような状況ないし風潮が生まれたという。しかし、メスナーの目には、トマスはよほど深い思想家であり軽視などできないことは言うまでもないが、それと同時に、その思想が最終完成態ではあり得ないことも余りにも明らかであった。トマスに寄り添いつつトマスを現代に活かしていく、これがメスナーの自然法論の基本姿勢であろう、と私は思う。トマスに萌芽的にみられるものを現代においてそれに相応しく発展させていくという態度、それこそ正しく伝統的自然法論の態度そのものである。それに連関する若干事項に言及しておこう。

四三 先ず、トマス自然法論ないし社会倫理学の要を、メスナーにしろウッツにしろ、共同善 *bonum commune* という目的因に本質的に関連付けて理解している。そしてこの二人の巨匠は、同様の問題意識に基づきつつ、その壮大な社会倫理学体系の著書を執筆公刊し

た。但し、メスナーに言わせるならば、トマスは時代的な背景から無理もないことであるけれども、共同善の存在論的な基礎付けを十分行っていない。そこで、この問題には独立の論文を彼自身が用意した。⁶⁴

四四 トマスは、近現代的な意味での人権とか人間の尊厳を知っていないと、しばしば言われる (Abh. 2, S. 35; Abh. 17, S. 298)。確かに現代の概念をそのまま七〇〇年以上も前に無造作に投入して外在的・批判的に見るならば、そのようにも言いえよう。奴隷制などもとより女性や子女の地位についても、これをトマスは認めていてではないか、けしからぬことだ、と現代の進歩的な学者は言うかも知れない。しかし、メスナーが注意深く述べているように、人は時代状況の中で思惟せざるを得ないことであるし、それにしても、トマスは、殆どカントと同じ見解に到達しているのだ、と注目すべき認識をも表明しているのである (Abh. 13, S. 251-252)。

四五 トマスの思想には、深い人間理解が、それ故に又、社会や国家についての理解があるように思われる。人間の社会秩序、国家秩序を考えていく場合に法の問題を回避することは出来ない。その法は、人定法でもあり得るし、自然法でもあり得る。そして本章の初めに指摘したように(第四一節)、自然法論は発展を遂げなければならぬ。それも二重の意味でそう言わなくてはならないであろう。

四六 法領域における発展ないし展開は、少なくとも二つのそれとして理解される。法意識の発展と法秩序の発展である。⁶⁵ これに関連するトマスの著作の重要箇所「人間の本性は可変的であ

る」(Natura hominis est mutabilis.)との文言がある⁽⁶⁶⁾。これを基礎にして、更に前者、詰り、法意識の発展に直結する次の文言を参照することができよう。人間の理性は可変的で不完全である。それ故、法意識も又、不完全からより完全へと進歩することが「自然のこと」naturaleであるように思われる。(Ex parte quidem rationis, quia humanae rationi naturale esse videtur ut gradatim ab imperfecto ad perfectum perveniat.)⁽⁶⁷⁾との連関で、メスナーは人間本性に究極的には基づく社会倫理規範について、次のような興味深い発言を行っている。

社会倫理規範は、しかしながら、決して空虚な概念の器ではなく、社会秩序の発芽力及び成長力を宿しており、その秩序内で人間は進歩し、より人間的な自己の存在可能性を見出すことができるのである。その第一の理由として、倫理的・法的意識の発展と共に一旦獲得された真に人間的な社会秩序の根本価値と根本規範についての知識は決して抹消され得ない (nicht wieder ausgelöscht werden kann) ことが挙げられる (Abh. 7, S. 142)。

トミストとか伝統的自然法論者と呼ばれる人々は、大なり小なりこうした自然法原理の獲得における不可変性、不可逆性を語っている。それは故なきことではない。そして、この根本諸原理をメスナーは、„Bestand von Rechtsnormen“と例えば呼ぶのであるから、殊更言うまでもないことに属するが、これを訳出する場合に肝腎なことは趣旨を踏まえて翻訳することである⁽⁶⁸⁾。

四七 何れにせよ、法意識及び法秩序の両側面における発展にとつ

て基準を提供するものは、トマスにとつては「共同善」(utilitas communis, bonum commune)であった。共同善の基本は国家的に統合された社会の統一と平和の確保にこそ置かれるのであつて、それは正義の秩序によつて実現される。(言い換えると、正義秩序に反する統一と平和とは語義矛盾となる。)この正義は、古来、法律的正義、配分的正義、交換的正義 (die gesetzliche, die aussteuende und die Verkehrsgerechtigkeit) と分類され呼ばれて来た (vgl. auch Abh. 15, S. 279f.)。しかし、その後いわゆる「社会的正義」(die soziale Gerechtigkeit, iustitia socialis) が新たに追加される⁽⁶⁹⁾。更に、開発援助 (Entwicklungshilfe) の問題も大きく浮上してきた⁽⁷⁰⁾。これらは言うまでもなくトマスの与り知らぬことである。そしてここにも自然法の歴史性が見られる、とメスナーは語る (Abh. 17, S. 300)。

七一 法領域における発展と根底でこれを支える基本洞察

四八 ここで人間の倫理的・法的根本知識に言及しておきたい。それは、拙い摘んで言うなら、トマス自身、そしてトマスを信奉するほとんど総てのトマス主義者ないしスコラ学者と見解を異にするメスナー独特の学説に関わる倫理的・法的原理認識理論である⁽⁷¹⁾ (Abh. 3, S. 61 Anm. 13, Abh. 17, S. 303-304)。トマスによると論理的並びに倫理的原理自体は根拠づけられないものであり、存在の現実に関わりなく思惟され得るものであつた。それに自然法は永久法の分有であるという考えが結合されると、その結果、これらの諸原理は「分析的な」判断である、詰り、概念の内容から生じてくる明証的な判

断である、とされる訳である。それは概念必然的に（論理的に）「ア
プリオリな分析判断」ということになる。しかし、メスナーはその
ようには考えない。論理に関わる基礎的な原理、倫理並びに法
に関わる基礎的な原理は「アプリオリな総合判断」(synthetische
Urteile a priori)である、即ち、経験と簡単な理性の考量に基づい
て成り立つ直接的に自明な真理であるとの新学説を立てたのであつ
た (Abh. 3, S. 59-63. 詳細は、『文化倫理学』参照)。

こうした人間の存在構造に定礎された基底的原理認識が存在し機
能するからこそ、人間社会における倫理的法的領域における普遍的
進展が見られるのであり、このことはいくら強調してもし過ぎるこ
とはないものと思われる(第三八節、及び第四六節)。そこで、次にこ
のことを簡単にでも説明しておきたい。

四九 メスナーは、人間の生存にとつて「家族」が特別の意味を有
することをアウグスティヌスやキケローに依拠しつつ随処で論じて
いる。我々人間は、黄金律を始めとして他の倫理原理や法原理を「原
社会」(Urgemeinschaft)としての「家族」の中で習得していく存在で
ある。詰り、人間は何よりも先ず「家族的存在」(ein Familienwesen
である)。

実に人間こそが家族共同体の中の共同生活へと人間を駆り立てるの
であつて、この秩序によつてのみ、すべての人間はその存在を獲得す
ることができる。これは人間本性に関する理論的認識によるのではなく、
最も重要な身体的かつ精神的要求を満たすのに何が必要であるか
という人間の経験によるものである。……倫理的・法的な基本原理は、

人間がその本性自身に促されて社会秩序の形成に踏み入るや否や、具
体的内容を以て体験され習得される。この第一段階は、(存在論的に
も歴史的にも)原社会、即ち家族集団と種族集団において行われる。²³⁾
要するに、人間は、倫理原理(自然法原理)をその具体的態様におい
て体得すると言わねばならない。

ところで、一旦倫理原理が、例えば黄金律が経験によつて意識さ
れる段になると、「人間本性自身によつて、それ故あらゆる人間に
よつて要求されており、かつ人間本性自身に対して、それ故あらゆる
人間に対して負うべきところの、行為への直接的洞察とともに必
然的かつ普遍的に義務づける黄金律の妥当性への直接的洞察とが人
間の直視する認識に生じてくる」²⁴⁾。従つて、自然法原理は、人間が
原社会の中で人間に相応しく生きていくための生存秩序の基本原理
として、各人によつて体得されるのであり、しかも常に具体的内容
を伴つて体得されるが故に、エルンスト・トープィチュが主張する
ような「内容空虚な定式」(inhaltseere Formeln)などでは決してなく、
この意味において、それは経験に制約された「総合判断」であるが、
「熟慮する理性にとつては直接的に明白になり必然的にかつ普遍的
に妥当する点で明白であるが故に、先天的性格を有する」²⁵⁾。それ故に、
自然法原理は「先天的総合判断」であると、メスナーは説くに到つ
たのである。

五〇 さて、これと関連して、先に(第二節参照)予告しておいた
フランツ・ベックレの見解を検討しておきたい。ベックレ(元ボン
大学教授)は、ブルーノ・シュラー²⁶⁾(ミュンスター大学名誉教授)と並

ぶ戦後ドイツを代表する倫理神学者（道徳神学者）の一人であった。その編著『論争の最中にある自然法』（一九六六年刊行）は、伝統的自然法論に異議を唱えるカトリック道徳神学の側から出された書物である。²⁷ 寄稿者は、フランツ・X・カウフマン、A・G・M・ファン・メルゼン、J・Th・アルント、そして編集者のベックレである。カウフマンの平板な社会学主義的な主張「異なる文化圏では文化規範は大いに異なる内容を有する」とする相対主義の主張」に対しては、フリッツ・ケルンの研究「内密的にして強力な団体、即ち、家族から近く小さな者すべてに対して自然的共同感情の温もりが放射される、即ち、家族共同体において共同善の規制規範が意識されていると主張する」を反証として挙げれば十分であろう（Abh. 8, S. 148-151）。ミュニッヒ公会の哲学大学教授アルントは、なるほど他の寄稿者とは多少立場は違う。しかし、せつかくトマス説を詳細に論じて後期スコラ学における軌道逸脱の発生及びその帰結まで語っており、更にヴィクトル・カトライン Cathrein やフェルメルシュ Vermeersch の「倫理的硬直主義」にも言及してはいるものの、肝腎な現代への関連付けが欠けている。否、そればかりか、実は、十九世紀にそれとは異なる重要な動きが、例えばレイジー・タパレツリにおいて大々的に始まっていたのである。²⁸ しかし、こうした当然言及すべき動向への論述は見られない。それより最大の問題はベックレである。

七-3 反自然法論の吟味

五- ベックレは、一方では倫理神学に自然法は必要でなくはない

と言いつつも、他方では、超時間的に普遍的に妥当する法の観念に対抗して「人間の歴史性」を持ち出し、「法及び自然法の歴史性」を主張する。²⁹ しかし、問題は法が歴史的存在としても、それがどの程度なのかを知ることが重要ではないのか。実定法に関して価値判断を下す場合に不変的一般的法命題がどこまで基準を提供できるのかが大切なのではないか。ベックレを始め多くのスコラ学者には、そして勿論実証主義系の学者にも、一般的法命題は観念的な抽象物としてしか考えられないのであろう。「しかし、自然法の現実においてはこうした抽象物は存在しないのである」（Abh. 8, S. 156）。多少長くなるが、明解と思われる箇所を以下に訳出してみよう（Abh. 8, S. 156-157）。

自然法と法の歴史性という問題についてこの存在論的概念は極めて重要な意味を有する。一・人間と法の歴史性は、人間が既に存在する場合に初めて存在することができる。ところで、ホモ・サピエンスが存在するならば、行為様態の具体的な秩序が既に与えられている。それは家族共同体の中で人間本性自体（生き生きした関係と自己利益）によって要求される。説明のために前に言及した旧石器時代の家族共同体における自然法の現実の指摘が有益であろう。二・存在論的に、即ち、人間本性の作用様態によって規定されているので、こうした自然法現実には歴史を通して人間に伴うものである。自然法の現実が繰り返して自己を貫徹するということが、全体主義体制の権力者の不安となる。三・理性は、充足した実存が万人に可能となるには、具体的な行為規範が万人にとって拘束的であらねばならぬことを洞察する。その一般的で必然的な妥当性は完全に発達した理性にとって直接的に明証

的となる。四・更に超越的当為の経験が加わる。その具体的な内容が人間の意味解釈によって突き止められ得る「超越的当為」の経験が先ず存在するのではなく、むしろ超越的な当為は具体的な行為規範と結びつくことよって意識されるのである。

五二 ベックレはこの他にも、例えば、自然的倫理法則 (*das natürliche Sittengesetz*; 自然道徳律とも訳す) を「責任を負う自己実現への当為要求」⁽⁸⁰⁾と定義するが、これだけでは「自己実現」が何を意味し、「責任を負う」が何を意味するか、不明である。ベックレは本質への問いと規準への問いの相違を知らないかのようである。詰り、彼は「人間は人間であるところのものにならねばならない」と一応は言えるとしても、本当の問題はここから始まる。人間とは何者であり、どのような客観的な規準に基づいて彼は存在し、彼自身であるところのものになり得るのか、と (*Abh.* 8, S. 157)。ベックレの立論からは、例えば、性倫理、婚姻倫理などの客観的な倫理基準は何ら語られ得ないことになるであろう。メスナーの判定によると、ベックレの自然法論批判の目標は、発達、歴史性、所与の現実との格闘を通しての具体的現存在企投に基づく自己実現という諸カテゴリーを用いて、彼の考える新しい婚姻道徳を主張することにあつた。しかし、それは全体として失敗であつた (*Abh.* 8, S. 158)。

五三 ベックレは彼の編集した書物の最後で、聖書神学に依拠して彼の解する新しい婚姻道徳を基礎づけようとする。ここでは完全に自然法から離れる。さながら状況倫理「正しくは *situation ethics* (*Situationsethik*)」ではなく、*situationalist ethics* (*situationalistische Ethik*)、即ち、

状況主義倫理学と言うべきであると私は思うが」の主唱者として知られるプロテスタントのジョーゼフ・フレッチャー⁽⁸¹⁾を思わせる立論である。「愛」の教えだけが公認され、婚姻制度は他のすべての制度同様、或いはユダヤの或いは後世の取極めた制度でしかない。しかし、それでは「愛」だけで倫理的行為の「批判的規準」となり得るのであるか。アダム・シヤフは共産主義について「その出発点についてみても、その到達点についてみても、社会主義は隣人愛の学説である。」⁽⁸²⁾と云つてのけた (*Abh.* 8, S. 160)。しかし、確かにメスナーが明言するように、「共産主義という強制体制下で愛の命令が正しく理解されているのか否かに就いての判断は、しっかりとした客観的規準を必要とする」 (*Abh.* 8, S. 160) のではなからうか。

八 結論—要約とメスナー自身の晩年の発言—

五四 以上、急ぎ足で、最近出版された著作集第六卷所収の諸論文に依拠しつつヨハネス・メスナー晩年の思想の一端の紹介を試みてきた。それは、一端ではあつても、周辺の事柄ではなく、重要な問題であることに変わりはない (それ故、それぞれの問題が詳細な論述に値することは言うまでもない)。そして、以上本稿の考察は、要するに、彼が若かりし時から抱き続けて思索を重ねていった諸問題を巡つて晩年に彼自身によつて再度纏められた、法哲学上の重要問題「より厳密に表現するならば、法哲学を中心としてその隣接諸学にまで広がっていく重要問題」と重なつているということの確認となるものであつた。⁽⁸³⁾

五五 かくして、我々は、ヨハネス・メスナー自然法思想の基本特徴を項目的に次の如く纏めることができる。

- 一 メスナー自然法論がそれに属する伝統的自然法論は、実証主義思想とも、近代的自然法論からも区別される。
- 一 カトリック社会倫理学には神学的社会倫理学と哲学的社会倫理学とがあり、メスナー自然法論は、「哲学的」カトリック社会倫理学に該当する⁽⁸⁴⁾。
- 一 メスナー自然法論に拠ると、自然法は、「法の存立状態」及び「学問」としての自然法である。
- 一 学問としての自然法は、基礎理論と応用部門とに大別される。特に応用部門においては経験科学への深い理解が要求される⁽⁸⁵⁾。
- 一 人権の根底には「人間の尊厳」が厳存する。これを明瞭に語ったのは「創世記」における啓示であった。トマスにおいてこれを哲学的次元へ転軸することが実行された。カントの功績が見られる遙か以前のことである。
- 一 人間の尊厳についての基礎づけ問題が様々な角度から論究された。
- 一 学問的・反省的認識の根底には、常に「ただの人」の直接的な経験知が横たわっていることを想起すべきである。これ無くしては実は我々の日常生活は送り得なかつたであろう。
- 一 自然法原理は「ア・プリオリな総合判断」であるというメスナーの認識論の一大貢献が紹介された。そして、こうした基礎経験があればこそ人類はこれまで連綿と繁栄し得たと考えられるのである

る。その基礎的社会細胞としての家族共同体の大きな位置と役割について我々は再認識すべきであろう。

五六 ここで、メスナー自然法思想の要諦を彼自身が後継者ヴァイラー教授との対談の中で語っているので、それを一部紹介しておきたい⁽⁸⁶⁾。まず、九十歳の誕生日を目前にした一九九一年のある日の対話で、メスナーは次の如く語っている。

私ハ、ハ、ハ、の法現実主義は、解放の神学が展開して来たような教会内でのユートピアを語る諸傾向に対抗しています。これら構成された未来の理想というものは、それ自体として本質において誤っており、今日の経済における我々の課題から我々の眼をそらすものでしかありません！
我々の今日の課題は現在に置かれています。従って、教会においては法現実主義が求められるのです。……自然法はなるべく経験に即して、語り、現実の分析を通して経験から出発することによって解明されなければなりません⁽⁸⁷⁾。

この基本的な学問姿勢は、特に英国亡命期の英語文化圏での経験に由るところが大きい⁽⁸⁸⁾。そうとは言え、メスナー自身「私は、例えば『職業身分秩序』に関する私のそれ以前の見解を撤回しなければならぬようなことはなかった」と語っている。『社会経済学と社会倫理学―体系的経済倫理学の基礎づけのための研究』に就いて、著者メスナーは社会生活の一領域の倫理問題、つまり、経済倫理の諸問題を説くに当たって「分析的に経験および経験諸科学から説き起こし、原理から説き始めはしなかった」とヴァイラーが指摘しているように⁽⁸⁹⁾、英国に渡る以前から、メスナーは人間社会の現実に並々

ならぬ関心を有してその学問的活動を開始していたのである。

五七 次に、一九七九年九月十四日の対話から経験に定位した自然法論に関連するものを紹介しよう。

経験は、他のあらゆる生活において重要であるのと丁度同じように、倫理学においても重要なのです。……人間は何よりも先ず家族的な存在です。家族の中で人間はその最初の認識を形成します。そしてそれを後に使用し、国民としても使用するのです。

直接的に明白な原理こそが真理であって、それは先ず獲得される必要があります。詰り、経験から学び取られる必要があるのです。そうしなければならぬのは、人間が充足した現存在を見出そうとするからに外なりません。自己実現への関心こそ、人間を規定します。だから、人間の知るところとなるのです。自己実現はあらゆる生物に当てはまることです。

よく知られるように、倫理的真理に就いては、生得説と後天的獲得説とが見られる。トマスは、勿論生得説を採る。詰り、真理は理性自身の中に置かれている。ヒュームは、これを否定した。(二二)では、トマスにもヒュームにも立ち入らない。メスナーの見解は、一種独特のものであった。徹底的に経験に注目するという道であった。

私の新しい道、それは、もはや人間本性 *die Menschennatur* ではなく、人間本性の作用様態 *die Wirkweise der menschlichen Natur* だした。……すべての生物にとって決定的に重要なことは、自己実現を求めて払われる努力です。これは人間にも当てはまります。そのために規範を先ず発見するというのでは行けません。人間は家族共同体の中でこの規範を習得するのです。倫理的意識の成長に伴って

人間はこれが義務的であることを洞察するに至りますが、それはそうしてのみ自己実現が可能となり得るからです。自然法にとって決定的なのは、人間の本性ではなく、この作用様態です。何となれば、生物としての人間は、自らの素質の完全な展開と実現とを求め、人間の尊厳に適う現存在を求めからなのです。

以上の如く、メスナーの新しい自然法論では、古来の演繹的な永久法の分有から論を展開する形式ではなく、経験現実⁽¹⁾に最大限の注目を払う姿勢が採られた。人間本性という抽象的な出発点ではなく、その本性の作用様態に着目した訳である。当然予想されることであつたが、これに就いてはカトリック倫理神学の陣営から批判と反撥とが繰り出された。尤もその多くは、浅薄な誤解に由来するものではあつたけれども。

五八 一九七八年七月七日の対話から、倫理的真理乃至自然法原理の認識論的問題に就いてメスナー自身がどのように説いているか引用しよう(第二、二八、三八節をも参照)。スコラ学は *Synderese* (*synderesis*) の概念を使用しながらも、人間本性の作用様態の実態を正確には認識しなかつた。トマス自身は、しかし、「すべての認識は経験から出発する」(*omnis cognitio ex sensu*) と語っているのではない。メスナーはそのトマスの道を歩んだというのである。

子供でさえ有し得る相違するものについての経験があるではないですか。全体は諸部分よりも大きいとか、満杯の瓶と空瓶との区別を行うのです。……そうして子供は「真理」を習得していくのです。同様に、人間は倫理規範によって自分の自由に制約が課せられていることを知

らねばなりません。人間はそれに馴染んでいかなくてはなりません。直接的な倫理認識は家族の中にある子供に認識されるのです。誰だって完全な人間として扱われようと欲しないではいられません。決して犬のように取り扱われてはならないのです。模範像から原理が形成されるのです。

かくして獲得洞察される諸原理は、「ア・プリアリな総合判断」とメスナーによつてその主著『文化倫理学』において論証されていくことになった。⁽⁹⁴⁾ここでは「ア・プリアリな」判断であることに連関する次の箇所を注目しておきたい。

ア・プリアリな判断は、あくまでも経験に条件づけられて獲得されるのです。後になってから始めてそれら判断が拘束的であることが洞察されるのですが、それは、さもなければ完全な人間存在が可能とならないからなのです。ですから、簡単な考察があるだけです。……このことは大きな社会についても言えることです。誰だって、真に人間的な存在を獲得できなければなりません。ですから、大きな社会にも又、拘束的なものが存在するのです。

五九 我々は、先に第五七節で、メスナーが自然法論を展開するに際して、人間本性からではなく人間本性の作用様態から考察を開始していたことに触れた。それは、別の言葉で言うならば、人間の「実存的目的」から考察を開始することであった。⁽⁹⁵⁾

一九七八年七月七日の対話からもう一つ紹介しておきたい。それは、メスナー九十歳の誕生日前に行われた対話においても彼自身がほぼ同様のことを重ねて語っていることでもあるので、割愛する訳

にいかないと考えられるからである。

人間についての学問は、あらゆる社会科学の統合的構成要素です。ですから、例えば社会学は人間の「実存的なるもの」に帰らねばなりません。……現実化するものは総て、創造的存在としての人間の価値追求に含まれ、その自然法を意味します。この自然法は、価値追求と義務付けを伴う根本価値の認識とを結びつけます。自然に適合していることが人間にとつて同時に自然法の創造的なものでもあります。

その限りで倫理規範は、先ず以て、存在の本性です。倫理規範はそうして始めて私たちが存在の諸形式において、或いは必然的な本質と原理において認識する法則なのです。……

倫理学を更に詳しく眺めて見ると、例えば経済倫理学として眺めて見ると、その実践課題を無視することは許されません。その場合にはいつでも、すべての文化段階において常に変化していく人間生活の形態に適用することが問題となつていなのです。例えば、歴史上では利息の問題がありました。すべての社会現象の場合にもそうなのですが、経済学においても常に相対的な固合法則性に注目することが肝要ですし、そうして初めてロゴスとエトスとを結合することが可能になるのです。⁽⁹⁶⁾

六〇 メスナー学派の人々は、メスナーによつて樹立された「新しい自然法」体系を具体的に仕上げていく仕事を、学問的にも実践的にも継続して今日に到っている。例えば、後継者のルードルフ・ヴァイラーは特に国際倫理学 (internationale Ethik) という新しい学問領域の開拓に大きな貢献をしている。ヴォルフガング・シュミッツは大蔵大臣、国立銀行総裁として実経済の舵取りを政治家として

の立場から執つた学者である。ヘルベルト・シャンベックはリンツ大学で教鞭を執りつつ長期にわたつて参議院副議長を務めた。教皇庁社会科学アカデミー会員でもある。ヴァレンティン・ツイフコヴィッツは社会問題に果敢に発言する社会倫理学者である。アルフレート・クローゼも多方面で活躍している。ルードルフ・メスナーは教育学領域で自然法思想を展開している。孫弟子に当たる世代にも幾人も継承者が、例えば、メスナー自然法論で学位を取得したヴェルナー・フライシュテッター補佐司教を始め、その他、レーオポルト・ノイホルト、ミヒヤエル・シュナラー等の若手研究者が現われている。今後もうこうしたメスナー学派による作業は継続されていくことであろう⁽⁸⁸⁾。私自身も微力ながらその一翼を担いたいと考えて自然法論者の末席を汚している。

六一 以上で、メスナー自身によるメスナー自然法思想の核心部分の紹介を終えることにしよう。そこにはその思想の基盤に人間本性への、そしてその作用様態への認識があつた。私自身は、それを踏まえて、人間の定義として「国家を志向する家族的存在」*Mensch als staatsbezogenes Familienwesen* を嘗て提唱したことがある⁽⁸⁹⁾。尚最後に、メスナー自然法思想において極めて重要な位置を占めている家族の意義に関連する一文と自然法倫理学の動態に関わる一文を引用して、本稿を閉じることにしよう。

社会の細胞である家族に即してみても、倫理的自然法則「いわゆる自然の倫理法則、道徳律」は諸民族、諸文化の最も確実な生命法則である

ということが不動であると判明する⁽⁹⁰⁾。誤謬を常に少しでも克服しようとする事、即ち、事物の本性に益々接近することこそが、自然法の発展を、延いてはそれぞれの相違する状況を考慮しての倫理的法的意識の常に新しい定式化の発展を促し形成してきた。

註

(1) ヨハネス・メスナーは、一八九二年二月十六日にインスブルックに近いシュヴァーツに生れ、一九八四年二月十二日にヴィーンに歿した。その生涯については、拙稿「ヨハネス・メスナーの生涯と著作」、『社会と倫理』第十八号（南山大学社会倫理研究所、二〇〇五年）七五―一二三頁、を参照されたい。

(2) 上掲拙稿、九六頁以下参照。第八回ヨハネス・メスナー記念国際シンポジウムは、二〇〇七年九月下旬にヴィーン郊外のメードリングに在るサンクト・ガブリエル神言会修道院を会場に、「発展する人間と自然法」の統一論題の下、開催される予定である。尚、カトリック社会理論の分野で貢献著しかつたオスワルト・フォン・ネルIIプロジェクトとヨーゼフ・ヘフナーに就いても、それぞれの名前を冠した研究所ないし協会が設立されている。Oswald von Nell-Breuning Institut für Wirtschaftsethik in Frankfurt am Main, Joseph Höfner Gesellschaft in Bonn.

(3) ヨハネス・メスナーの主要著作（十一冊）の概要については、上掲拙稿、一〇四―一一〇頁を参照されたい。

(4) 主著『自然法』の初版では、社会倫理学の基礎論（原論）として『道徳哲学』*Moralphilosophie* を第一巻第一部として含んでいたが、主力は応用倫理部門の社会倫理学、即ち、第二巻狭義の社会倫理学、第三巻国家倫理学、第四巻経済倫理学に傾注されていた。第三版においてこの第一巻第一部は著しい拡充詳述を施され、題目も「基礎倫理学」

- 「Fundamentalehtik」と変更されている。各論の方でも様々な補充が見られる。特に第一巻第三部法哲学は相当の加筆が施された。尤も、そのうちの一部は、一九六六年改訂時に削除されている。それでも、最終版は原書で一四〇〇頁に迫る大著である。
- (5) 伝統的自然法倫理学ないし伝統的自然法論とは、「プラトン及びアリストテレスに遡り、アウグスティヌス、トマス・アクィナスにより更に発展せしめられ、十六、十七世紀のスペイン人学者、とりわけフランシスコ・ビトリア及びスアレスによって第二盛期を迎え、その後も絶えることなく伝統として継承されている思惟傾向」(J. Messner, *Das Naturrecht*, S. 35, vgl. auch ders., *Kulturethik*, 223-224.) を指す。又「同じ自然法論とはいっても、伝統的自然法論は、観念論的自然法論とも唯物論的自然法論とも異なり、(一)人間が倫理的・法的、それ自身で確実な真理を義務拘束的な妥当要求とともに知っており、(二)人間が自己の本性が完全な人間的存在に到るための社会秩序への要求を有することを知っている、という二つの基礎を人間本性自身の中に見出すものである」(J. Messner, *Das Naturrecht*, S. 455f.). 要するに、「良心の意義と事物の本性の要求」(die Bedeutung des Gewissens u. die Forderung der Natur der Sache) が伝統的自然法論にとって決定的なのである。我が国で自然法論といえば、決まって啓蒙期の自然法論が直ちに連想されてしまう。尚、次の書物は、メスナーとは異なる「自然法の伝統」(tradition of the natural law) を説く。Jean Porter, *Nature As Reason: A Thomistic Theory of the Natural Law*, Wm. B. Eerdmans Publishing, 2005, esp. pp. 1-52, 61 etc. ポーターの「近代自然法理論」(modern theories of natural law) はメスナーの啓蒙期自然法論に相当するが、メスナーの伝統的自然法論にびつたり相当するものは見られず、「中世のスコラ学(者たち)」(the medieval scholastics) という用語でそれに近い概念が語られている。
- (6) J. Messner, *Das Naturrecht*, S. 35, 455f., 471f.
- (7) 拙稿「カトリック社会理論の現代的意義」、高橋広次編『現代社会とキリスト教社会論』(南山大学社会倫理研究所、一九九八年)特に一九二頁以下。
- (8) Vgl. auch J. Messner, *Das Naturrecht*, S. 304-312, bes. 312; 3. Aufl., 1958, S. 265-271.
- (9) Vgl. Alfred Verdross, *Statisches und dynamisches Naturrecht*, Verlag Rombach Freiburg 1971, S. 14-15 sowie ders., *Abendländische Rechtsphilosophie. Ihre Grundlagen und Hauptprobleme in geschichtlicher Schau*, 2. erweiterte u. neubearbeitete Aufl., Springer Verlag, Wien 1963. フェアドロスは、更に *Naturrecht u. Naturrecht* の二語に就き周到な考察を施している。Siehe dazu A. Verdross, *Abendländische Rechtsphilosophie*, S. 286ff. Vgl. Gallus M. Manser OP, *Das Naturrecht in thomistischer Beleuchtung*, Freiburg 1944 und ders., *Angewandtes Naturrecht*, Freiburg 1947. 自然法と自然法則ないし倫理法則 (ius naturale et lex naturalis, Naturrecht und Naturrecht) の相互関係を巡る伝統的自然法論の見解については、拙稿「伝統的自然法論における自然法と自然法則」、『法思想における伝統と現在』(九州大学出版会、一九九八年)(一八四-一九五頁)を参照されたい。尚、我が国では、ホセ・ヨシバルト、三島淑臣両教授が比較的早期に、「自然法と自然法」論との相違を自覚することが重要であることを説いている。
- (10) 人権は、言うまでもなく「人間の権利」であり、それは要するに、権利と同一であると水波朗博士は、斬新な、しかしよくよく考えてみれば極めて当然な学説を提唱し、更に、ジャン・ダバンの権利論を踏まえて包括的な権利の存在論、認識論、体系論(博士の用語では分類論)を憲法学の人權論との連関で説いている。水波朗『自然法と洞見知』(創文社、二〇〇五年)五九五-六四二頁。尚、正義原理に対するケルゼンの批判 (Hans Kelsen, *Reine Rechtslehre*, 2. Aufl., Wien 1960, bes. 366f.) に対するメスナーによる反批判は、次を参考されたい。J. Messner, *Das Naturrecht*, S. 422ff.
- (11) 他の箇所 (J. Messner, *Das Naturrecht*, S. 359.) では「人間仲間の生命・身体の不可侵、名誉の尊重、契約遵守、共同体権威の尊重、良心の自由等が挙げられている。
- (12) „Dieser Widerstand hat bewiesen, daß die im Rechtsgewissen begründete

- Rechtsgewalt sich gegenüber dem Gewaltrecht zur Geltung zu bringen wüßte.“
- (13) Vgl. auch Eberhard Schoenhoff, *Das Gewissen. Quelle sittlicher Urteilstkraft und personaler Verantwortung*. Kirche und Gesellschaft Nr. 269, Köln 2000, S. 4-5.
- (14) 自然法論者ではないが、例えば、黒田亘教授（『経験と言語』東京大学出版会、一九七五年、『知識と行為』東京大学出版会、一九八三年）は「基礎行為」という概念を導入してこうした問題を考察している。
- (15) Maurice Merleau-Ponty, *Phénoménologie de la perception*, Editions Gallimard Paris 1945, p. II et III, p. 494 et suiv. M・メルローポンティ『知覚の現象学』第一巻（竹内芳郎・小木貞孝訳、みすず書房、一九六七年）三―四頁、『知覚の現象学』（竹内芳郎・木田元・宮本忠雄訳）第二巻（みすず書房、一九七四年）三三九―三〇四頁参照。
- (16) „In diesem Sinne ist das Naturrecht ein Rechtsbestand als Inbegriff von Rechten. Als solcher Bestand von Rechten ist das Naturrecht die Ordnung der in der menschlichen Natur mit ihren Eigenverantwortlichkeiten begründeten einzel menschlichen und gesellschaftlichen Eigenzuständigkeiten.“ (Abh. 2, S. 22).
- (17) 国家の存在、目的、作用については、拙稿「共同善、社会、国家―トシズムの観点から―」『法政研究』第五十九巻第三・四合併号（一九九三年）、拙稿「ロールズの正義論と伝統的自然法論」「社会と倫理」第十九号（南山大学社会倫理研究所、二〇〇六年）第四章、及び、拙稿「共同善と補充性原理―伝統的自然法論の立場から―」『社会と倫理』第二十二号（南山大学社会倫理研究所、二〇〇六年）第二章IIIを参照されたい。
- (18) この事態を見誤る所に観念論的空論が展開される根が潜んでいる。なまじ理論体系を展開し自負心の虜になっているが故に、これには対応が難しい。「書物の文義を理解できない」とする陳九川に対して、王陽明は、「心明白なれば、書も自然と融會す。若し心上に通ぜずして、只だ書上の文義に通せんことを要めば、卻（かえ）って自から意見を生ぜん。」（『傳習録』巻下、十七）と言っている。即ち、陽明は、書物を「知解す
- るよりも心解せよ」と述べている。佐藤一斎のこの箇所註釈に「陸象山かつて説く、意見に溺るるの人は拯（すく）ふべからず」と見える（『王陽明全集』巻一 語録、明德出版社、修訂版、平成三年、二九二頁欄外註）。「此道與溺於利欲之人言、猶易。與溺於意見之人言、却難。」（象山先生全集卷三十四『傅子雲編録』。至言である。因みに、同一ではないにせよ類似の言葉をセネカが残しているので、ここで紹介しておく。「Si ad naturam vires, nunquam eris pauper; si ad opiniones, nunquam eris dives. Exiguam naturam desiderat, opinio immensum.» (Lucius Annaeus Seneca, *Epistolae Morales*, 16)（汝自然に沿うて生きなば絶えて貧しからむ。意見に沿はば絶えて富む」とあらむ。自然は僅少を欲し、意見は莫大を欲せばなり。）」
- (19) Arthur Utz OP, *Approches d'une philosophie morale*, Fribourg Suisse 1972, pp. 13-16.
- (20) J. Messner, *Kulturrethik*, Kap. 4 u. 5. 尚、拙稿「ヨハネス・メスナーの良心論―良心の構造と機能をめぐって―」、『自然法―反省と展望』（創文社、一九八七年）、及び、拙稿「孟子の倫理思想とメスナーの良心論―自然法と実践知に就いての二比較試論―」『自然法と実践知』（創文社、一九九四年）においてかなり詳しく論じておいた。
- (21) 人間は、生命一般の法則に合致して、その潜在能力を能う限り広範に顕現することを通じて自己完成ないし存在充足を遂げようとする。しかし、霊肉一体的な本性故に、人間は自足的ではあり得ず、他者との交流と協同（Kommunikation u. Kooperation）への規定の下、自然本性的に社会（但し国家を含んだ広義のそれ）を志向している。伝統的自然法論は、その中でも特にメスナーはそれに注意を促すのであるが、人間は静態的・抽象的に「理性的動物 animal rationale」と把握されて足りるものではない。経験現実に学び続けたメスナーにとっては、人間は、なるほどその実在の本質定義からすれば「理性的動物」であるに違いないが、現実的動態的には、「歴史性を帯びた文化的存在」であった。従って、メスナーの立場からは、文化と自然とにつき、両者を対立概念とみる通念とは根本的に異なり、むしろこれを一種のイデオロギーの歴史的思惟産物と見

- る。文化こそ人間の「自然」状態である。Vgl. J. Messner, *Kulturethik*, S. 336-344. これに対して「人間を「理性的」動物と見て」更に「この理性を身体の機能に還元するところから昨今の利益倫理学や「ハーソン論」が登場してくる。この問題に就いては、私の知る限り、最良の文献の一つとして、ギュンター・ヘルトナーの次の論文がある。Günther Pöthner, *Achtung der Würde und Schutz von Interessen*, in: *Der Mensch als Mitte und Maßstab der Medizin*, herausgegeben von Johannes Bonehji, Wien 1992, S. 3-32. 尚、本論文については拙訳「尊厳の尊重と利益の保護」が『社会と倫理』第十九号（社会倫理研究所、二〇〇六年）に掲載されている。
- (22) J. Messner, *Das Naturrecht*, S. 56f, 314-318; u. ders., *Das Gemeinwohl. Idee, Wirklichkeit, Aufgaben*, 2. Auflage Osnabrück 1968, S. 45-49, 70. かつて私は「アリストテレスの有名な「ポリス的動物」*zoon politikon*とメスナーの見解を加味して、人間とは「国家を志向する家族的存在」, ein staatsbezogenes Familienwesen」である」という新しい定義を提案したことがある。Hideshi Yamada, Philosophische Überlegungen über die Menschenrechte, in: Rudolf Weiler (Hrsg.), *Völkerrechtsordnung und Völkerrechtsschik*, Duncker & Humblot, Berlin 2000, S. 125-127.
- (23) 水波朗博士は「カントの形而上学に就いて「メスナーと同一認識に立って興味深い分析を加えている（水波朗『自然法と洞見知』、四四五頁以下）。自然法論の国際法領域への適用は、フェアドロスやヴァイラーによつて試みられつゝある」。Alfred Verdross, *Universelles Völkerrecht: Theorie u. Praxis* (in Verbindung mit Bruno Simma), Berlin 1976 sowie Rudolf Weiler, *Internationale Ethik*, 2 Bde., Berlin 1986, 1989.
- (24) A. Verdross, *Abendländische Rechtsphilosophie*, S. 68f., 74-82, 87, bes. 273-278. sowie ders., *Statisches und dynamisches Naturrecht*, S. 92ff., bes. S. 101-117. Gallus M. Manser OP, *Das Naturrecht in hoministischer Beleuchtung*, Fribourg 1948, u. ders., *Angewandtes Naturrecht*, Fribourg 1955.
- (25) J. Messner, *Das Naturrecht*, S. 312.
- (26) J. Messner, *Das Naturrecht*, S. 312.
- (27) メスナー同様「アルトゥル・ウッツも自然法に定位した哲学的カトリック社会倫理学を一貫して論じていた。Vgl. hierzu Bernd Kertten, *Sozialethik und Gemeinwohl. Die Begründung einer realistischen Sozialethik bei Arthur Utz*, Berlin 1992, S. 106-109. 我が国でこれを常に自覚的に実践したのが水波朗博士である。水波朗『自然法と洞見知』全篇を参照されたい。この問題意識は、メスナー『自然法』の共訳者である、水波朗博士、野尻武敏博士の門下生達を除く外、一般的には我が国では余り強く自覚されていないように思われる。否、問題の存在すら知らない研究者が少なからず見られるように思う。
- 尚、生命倫理学上の重要論点の一つである「人間の胚」の哲学的・倫理学的地位・身分に就いて、哲学的観点と神学的観点から論じた二つの論文（宮川俊行「ヒト初期胚の道徳的身分を巡って」トマス主義倫理学的考察」、浜口吉隆「人間の胚」の倫理的地位―カトリック倫理神学の立場から―）が『社会と倫理』第十七号（南山大学社会倫理研究所、二〇〇四年）に掲載されているので、参照されたい。
- (28) 拙稿「カトリック社会理論の現代的意義」一八九―一九五頁、及び、拙稿「共同善と補完性原理―伝統的自然法論の立場から」第五六、五七節を参照されたい。尚、欧語文献としては次の好著がある。Franz Kübler, *Der Umbruch des Denkens in der katholischen Soziallehre*, Köln 1982.
- (29) J. Messner, *Das Naturrecht*, S. 372.
- (30) R. Schnackenburg, Die neutestamentliche Sittenlehre in ihrer Eigenart im Vergleich zu einer natürlichen Ethik, in: *Moraltheologie und Bibel*, hrsg. v. J. Stelzenberger, 1964, S. 66f., ders., *Die Sittliche Botschaft des Neuen Testaments*, 1954, S. 206f.
- (31) Bernhard Schöpf, Das Naturrecht in der katholischen Moraltheologie, in: Höfler-Verdross-Vito (Hrsg.), *Naturordnung in Gesellschaft, Staat und Wirtschaft*, Wien 1961, S. 99ff.
- (32) B. Schöpf, Das Naturrecht in der katholischen Moraltheologie, S. 102.
- (33) 松本正夫『神学と哲学の時代』中央出版社、一九六八年。
- (34) B. Schöpf, *a. a. O.*, S. 104.

- (35) L. H. Adolph Geck, Die Sozialtheologie im Dienste der Bewältigung der Sozialordnung, in: Höfner-Verdroß-Vito (Hrsg.), *Naturordnung in Gesellschaft, Staat und Wirtschaft*, Wien 1961, S. 176.
- (36) Joseph Höfner, Johannes Messner und die Renaissance des Naturrechts, in: Höfner-Verdroß-Vito (Hrsg.), *Naturordnung in Gesellschaft, Staat und Wirtschaft*, Wien 1961, S. 23.
- (37) Vgl. Wilhelm Weber, Artikel „Sozialtheologie“ in: Alfred Klose, Wolfgang Marti, Valentin Zsitkovits (Hrsg.), *Katholisches Soziallexikon*, Wien 1980.
- (38) Vgl. J. Messner, *Das Naturrecht*, S. 129, Nikolaus Monzel, Was ist Christliche Soziallehre? (1956), jetzt wiederabgedruckt in: ders., *Solidarität und Selbstverantwortung, Beiträge zur christlichen Soziallehre*, München 1959.
- (39) 拙稿「メスナー自然法論の思想的境位」『南山法学』第十六卷第三・四合併号(一九九三年)一四一―一七頁。尚、現代ドイツの代表的政治倫理学者であるヘルマン・ハルト・スートルは、キリスト教信仰と政治倫理の相互関係を確定する作業の一環で、モンツェル・メスナー論書の検討には踏み込まずに、両者の基本的な姿勢を紹介している。Bernhard Sutor, *Politische Ethik: Gesamtdarstellung auf der Basis der Christlichen Gesellschaftslehre*, Paderborn 2. Aufl., 1992, S. 123-124. 尤も、キリスト教徒の学者としてスートルは、「我々は啓示によって、人間について、造物主による被造物であることについて、そして究極的な召命について知っていることを忘れてはならない。これを無視するならば、その信仰は死んだものとなる。彼等は分裂した意識のもとに生きることになる。……実際上はキリスト教的人間学、語り哲学的・神学的全体において見られたキリスト教的人間像が常にキリスト教的社会理論及び倫理学の基礎を成している。」と論じている(B. Sutor, *Politische Ethik*, S. 125)。
- (40) メスナーは代表作の一つ『社会問題』における同様の見解を表明している。Vgl. J. Messner, *Die soziale Frage im Blickfeld der Irrwege von gestern, der Sozialkämpfe von heute, der Weltentscheidung von morgen*, 6. Aufl. 1956, S. 332 sowie 7. Aufl. 1964, S. 334. Außerdem war Geistern von so entscheidender Bedeutung für die christliche Gesellschaftslehre wie Augustin und Thomas von Aquin auch klar, daß die christliche Offenbarung nichts über die wesentliche Natur des Menschen sagt, was nicht auch seiner Vernunftkenntnis zugänglich wäre. Die Offenbarung gibt dem Menschen Klarheit und Gewißheit über das, was ihn auch das Licht der Vernunft erkennen läßt.“
- (41) Wilhelm Weber, *Der soziale Lehrauftrag der Kirche*, Köln 1975, S. 19. „Die Erkenntnis und Willenskraft des Menschen ist durch die Erbstünde zwar nicht zerstört, aber entscheidend geschwächt. Daher bedarf der Mensch nach dem Sündenfall der göttlichen Offenbarung und der Gnade, damit er auch seine ihm von Gott ins Herz geschriebenen Rechte und Pflichten besser erkennen kann.“
- (42) Zitat aus Nikolaus Monzel, Was ist Christliche Soziallehre?, S. 17.
- (43) J. Messner, *Das Naturrecht*, S. 129 Anm. 1 u. S. 141f. „Aus dem Glauben, der Gnade und dem von ihr erleuchteten Gewissen stammen keinerlei neue Einsichten in die Grundgesetze des gesellschaftlichen Lebens, sondern nur neue Kräfte, um die in seinen naturverwurzelten Ordnungen gesteckten Ziele vollkommen zu erreichen.“
- (44) 批判的合理主義者カール・ポパーを認識の起源とその価値に就いて同じ見解を採っている。Karl Raimund Popper, *Conjectures and refutations*, Harper & Row, Publishers 1968, Introduction: On the Sources of Knowledge and of Ignorance, p. 24.
- (45) 尚、良心なごし良知 (conscientia, synderesis vel synderesis) と自然法 (lex naturalis) の割礼、肉の割礼と自然法の関係については、浜口吉隆『伝統と刷新―キリスト教倫理の根底を探る』(南窓社、一九九六年)第三章、特に二〇二―二二二頁を参照された。
- (46) J. Messner, *Die soziale Frage*, 6. Aufl., 1956, S. 295; 7. Aufl., 1964, S. 291-292.
- (47) 社会諸原理 (Sozialprinzipien) に就いては、論者によりて必ずしも完全一致を見る訳ではない。メスナーは、自由原理、共同善原理、補完性原理を挙げて論じている (Die soziale Frage, 6. Aufl., S. 342-376; 7. Aufl., S.

- 344-381)。諸原理相互間の理解に就いても、論者によってニュアンスの相違が認められる。この問題に関しては拙稿「共同善と補完性原理―伝統的自然法論の立場から―」を参照されたい。尚、「実体的存在」である人間に対して、実体的存在ではないものの客観的存在性格を有する偶有的存在」である社会とに対する洞見知に定礎されて、補完性の原理という存在論的事態、並びにこれへの洞見があり、人間のための社会、人間のための国家という認識がある。
- (48) J. Messner: *Die soziale Frage*, 6. Aufl., S. 293f; 7. Aufl., S. 289-290. Vgl. auch Bernhard Sutor, *Kleine politische Ethik*, Opladen 1997, S. 28-29.
- (49) 人權とは異なるものの、名譽について「孟子」では「天爵」と「人爵」の対比で興味深い説明を与えている。そもそも爵位は「人為的なもの」と考えられるが、孟子はこれを「非人為的な」爵位としての「天爵」との対比において、相対化し得たのであった(『孟子』告子章句上第十六章)。更に、「趙孟の貴くする所は、趙孟能く之を賤しへず」(同第十七章)と、こう句を挙げている。
- (50) A. Verdross, *Abendländische Rechtsphilosophie*, S. 109. Ders., *Statisches und dynamisches Naturrecht*, S. 24-25.
- (51) Rudolf von Ihering, *Der Zweck im Recht*, 8. Aufl. 1923, Bd. II, S. 126 (2. Aufl. 1886, S. 161). Zitat aus J. Messner, *Das Naturrecht*, S. 237 Anm. 2. „Staunend frage ich mich, wie es möglich war, daß solche Wahrheiten, nachdem sie einmal ausgesprochen waren, bei unserer protestantischen Wissenschaft so gänzlich in Vergessenheit geraten können. Welche Irrwege hätte sie sich ersparen können, wenn sie dieselben beharrzig hätte! Ich meinerseits hätte vielleicht mein ganzes Buch nicht geschrieben, wenn ich sie gekannt hätte, denn die Grundgedanken, um die es mir zu tun war, finden sich schon bei jenem gewaltigen Denker in vollendeter Klarheit und prägnantester Fassung ausgesprochen.“
- (52) “We hold these Truths to be self-evident, that all Men are created equal, that they are endowed by their Creator with certain unalienable Rights, that among these are Life, Liberty, and the Pursuit of Happiness.” 訳文は「斉藤真訳、『人權宣言集』(岩波文庫) 一一四頁に依る。
- (53) J. Messner: *Kulturethik*, S. 12-14.
- (54) J. Messner: *Das Gemeinwohl*, S. 50-52.
- (55) トマスの所有思想の立体的構造の解明を試みた拙稿「百周年回勅の今日的意義―法哲学的観点から―(二)」『社会倫理研究』第二号(一九九三年)をも参照されたい。
- (56) 王陽明は、良知が万人に備わっていることを、二人の門人(夏于中、羅謙之)に向つて次のように説いている。「先生曰く、人は胸中に各々箇の聖人有り。……良知の人に在るは、隨(たと)ひ你(なんぢ)如何にするも、泯滅(びんめつ)する能はず、盜賊と雖も亦自ら當に盜を爲すべからざるを知る。他(かれ)を喚(よ)んで賊と做せば、他(かれ)還つて忤(たが)たり。」と、『傳習錄』卷下第七章。
- (57) “AD TERTIUM dicendum quod homo peccando ab ordine rationis recedit: et ideo decidit a dignitate humana, prout scilicet homo est naturaliter liber et propter seipsum existens, et incidit quodammodo in servitium bestiarum, ut scilicet de ipso ordinetur secundum quod est utile aliis.”
- (58) 尚附言「つとむ」自由(Freiheit)の真の意味は、拘束を免れている「からの自由」(Freiheit „von“)ではなく、却つて人間本性充足へと拘束される「くの自由」(Freiheit „zu“)でしかあり得ない。これに就き、J. Messner: *Das Gemeinwohl*, S. 135f. 及び、水波朗『基本的人権と公共の福祉』(九州大学出版会、一九九〇年)八八―九三頁、拙稿「共同善と補完性原理」第四八節(一一三―一四頁)を参照されたい。学識豊富を誇示する者ではなく、「ただの人」(der einfache Mann)がこれを現実に生き、確認しつとむをメスナーは力説する。Vgl. J. Messner, *Das Gemeinwohl*, S. 33.
- (59) Vgl. J. Messner, *Kulturethik*, S. 279-280.
- (60) Immanuel Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, Felix Meiner Verlag, S. 54-55. „Der praktische Imperativ wird also folgender sein: Handle so, daß du die Menschheit, sowohl in deiner Person als in der Person eines jeden anderen, jederzeit zugleich als Zweck, niemals bloß als Mittel brauchst.“

- (61) „Alle Menschen sind frei und gleich an Würde und Rechten geboren. Sie sind mit Vernunft und Gewissen begabt und sollen einander im Geiste der Brüderlichkeit begegnen.“
- (62) 人間の尊厳を根幹に据えて生命倫理の諸問題を考察する論著として『秋葉悦子訳著『ヴァチカン・アカデミーの生命倫理—ヒト胚の尊厳をめぐる—』(知泉書館、二〇〇五年)を参考されたい。現代の多元社会において「寛容」の概念を精査するに際しても「人間の尊厳」が決定的であることに就いて、Abh. 16, S. 291f.を参照された。
- (63) J. Messner: *Das Naturrecht*, Vorwort, S. 25, usw. 同じ姿勢で重点をより基礎的な理論に置いた仕事は、『文化倫理学』*Kulturrecht* (Wien 1954)の執筆に於いて果たされた。Siehe auch Rudolf Weiler (Hrsg.), *Die Wiederkehr des Naturrechts und die Neuenangelisierung Europas*, Wien 2005, S. 36ff., bes. S. 36 Anm. 56.
- (64) Johannes Messner: Zur Ontologie des Gemeinwohls, in: *Salzburger Jahrbuch für Philosophie, Band VII/VI 1962*, Johannes Messner, *Das Gemeinwohl*, 2. Auflage Osnabrück 1968, S. 257f.
- (65) J. Messner: *Das Naturrecht*, Kap. 40, bes. S. 256-258. 「諸文化の発展」自然法意識の発展、法秩序と社会秩序の発展とは、「こうして連動しつつ相互に制約し合う。」(Abh. 2, S. 46)
- (66) Thomas d' Aquino, *Summa Theologiae*, 2-II., qu. 57 art. 2.
- (67) Thomas d' Aquino, *Summa Theol.*, 1-II., qu. 97 art. 1 et 2.
- (68) 実質的にトマス主義者と見做す『ハイインリッヒ・ヘンケルに登場する „Kernbestand an Einsichten“ (Heinrich Henkel, *Einführung in die Rechtsphilosophie*, 2. Auflage, München 1977, S. 376) はその趣旨を正確に理解しえたならば、「洞見の核心要件」又は「認識の核心要件」と辞書に登載されていない訳語を並べる方が(水波朗『トマス主義の法哲学』二七七頁)、辞書に掲載されている訳語、即ち、「在庫」とか「現在高」と訳すよりも遙かに原意に近いのである。
- (69) J. Messner: *Das Naturrecht*, S. 432 Anm. 8. メスナーによる「社会的正義を正義の特別な種類のものとして初めて詳細に基礎付けたのは、メスナー彼自身であった。Vgl. auch Alfred Klose, *Soziale Gerechtigkeit als eigene Unterteilung der Gerechtigkeit*, in: Rudolf Weiler u. Akira Mizumami (Hrsg.), *Gerechtigkeit in der sozialen Ordnung*, Berlin 1999.
- (70) Johannes Messner, *Entwicklungshilfe und Neue Weltwirtschaftsordnung*, Köln 1978.
- (71) 拙稿「自然法論的認識論—メスナー自然法論の一頁献—」、『法と国家の基礎にあるもの』創文社、一九八九年。
- (72) J. Messner: *Das Naturrecht*, S. 315.
- (73) J. Messner: *Kulturrecht*, S. 244.
- (74) J. Messner: *Das Naturrecht*, S. 318.
- (75) 主著として Franz Böckle, *Fundamentalmoral*, 6. Aufl., Düsseldorf 1991がある。彼の後任で後継者はヴァルトル・クーフナーによる主著として、Gerhard Höver: *Religion und Menschenrechte*, 2001がある。
- (76) 主著として Bruno Schüller: *Die Begründung sittlicher Urteile*, Düsseldorf 1980がある。
- (77) Franz Böckle (Hrsg.), *Das Naturrecht im Disput*, Patmos-Verlag, Düsseldorf 1966.
- (78) メスナーは「タパレリについて相当研究を積んでいた。その影響度については(多少留保を伴う趣旨においてはあるが)ウッツが随所で指摘している程である。Siehe z. B. Arthur Fridolin Utz, *Ethik des Gemeinwohls*, Paderborn 1998, S. 189, 212-217. メスナー自身による「タパレリ論は次の論文を参照された」。J. Messner: Die Erfahrung in der Naturrechtslehre von Taparelli, in: *Miscellanea Taparelli, Analecta Gregoriana*, V 133, Rom 1964. 尚、現代フランス法哲学会における有力なトマス主義者であるトリジュー教授による十九世紀ミラノの司教ロズニエーの再発掘とその評価も注目に値する。Rosmini, *Introduction à la philosophie*, Introd., trad. et notes de Jean-Marc Trigeaud, concours Centro Internaz. S. R. de Stresa, 1992.
- (79) F. Böckle, *Das Naturrecht im Disput*, S. 130.
- (80) F. Böckle, *Das Naturrecht im Disput*, S. 125.

- (81) F. Böckle, *Das Naturrecht im Disput*, S. 126.
- (82) Joseph Fletcher, *Situation Ethics. The New Morality*, Philadelphia 1966. 義務直覚主義及び価値直覚主義に対する簡潔な批判として、J. Messner, *Ethik. Kompendium der Gesamthik*, Innsbruck-Wien-München 1955, S. 22-23 を、より詳細は J. Messner, *Kulturrecht*, S. 48-50, 166, 204f., 223, 234 usw. を参照されたい。
- (83) 尚、メスナー自然法思想の中心構想として、人格を基礎に据えた社会構成のための諸原理に就いての周到な伝統的考察が含まれているのは言うまでもないが、本論文集には纏まった記述は少ない。これに就いては、次著を参照されたい。J. Messner, *Die soziale Frage*, 6. u. 7. Aufl., Kap. 113 bis 119 sowie J. Messner, *Das Naturrecht*, Kap. 22 bis 31 u. 43, 44, 45 usw. 尚、自然法論が特に重視する社会構成原理の「こぼれ」の「補充性原理」については次の二著を参照されたい。Arthur-Fridolin Utz, *Formen und Grenzen des Subsidiaritätsprinzips*, Heidelberg 1956. Josef Isensee, *Subsidiaritätsprinzip und Verfassungsrecht, Eine Studie über das Regulative des Verhältnisses von Staat und Gesellschaft*, 2. Aufl. mit Nachtrag: Die Zeiperspektive 2001 Subsidiarität – das Prinzip und seine Prämissen, Duncker u. Humblot Berlin 2001. 邦語文献としては、澤田昭夫「補充性原理 The Principle of Subsidiarity: 分権主義的原理か集合主義的原理か?」、『E.C.統合の深化と拡大』(日本E.C.学会年報 第十二号、有斐閣一九九二年)、宮川俊行「補充性原理」のトマス主義社会倫理学的考察』、『法の理論17』(成文堂、一九九七年)、拙稿「共同善と補充性原理—伝統的自然法論の立場から—」等がある。
- (84) 水波朗『自然法と洞見知』三二三頁、拙稿「共同善と補充性原理」第五〇節以下を参照されたい。
- (85) Vgl. Rudolf Weiler, *Ethik und Sozialwissenschaften. Überlegungen zur Soziallehre an katholisch-theologischen Fakultäten*, in: *Die neue Ordnung*, Nr. 5/1995 und ders., *Die Wiederkehr des Naturrechts und die Neueingliederung Europas*, S. 53f.
- (86) Rudolf Weiler, *Die Wiederkehr des Naturrechts und die Neueingliederung Europas*, Anhang: Wie Johannes Messner das "Naturrecht" neu verstand, S. 92ff.
- (87) R. Weiler, *Die Wiederkehr des Naturrechts*, S. 92. 解放の神学に就いてのメスナーの評価は頗る厳し。J. Messner, *Menschenwürde und Menschenrecht*, S. 283, u. ders., *Marxismus, Neomarxismus und der Christ, Kirche und Gesellschaft* Nr. 22, Köln 1975, S. 13-15.
- (88) 拙稿「ヨハネス・メスナーの良心論 良心の構造と機能をめぐって—」、『自然法—反省と展望』(創文社、一九八七年)、一五九—一六〇頁を参照されたい。
- (89) R. Weiler, *Die Wiederkehr des Naturrechts*, S. 93.
- (90) Rudolf Weiler, „Die Menschheit in vielen Ethosformen und Kulturen vor der Frage nach der sittlichen Ordnung“, in: *Die Einheit der Kulturrecht in vielen Ethosformen* hrsg. von W. Freistetter u. R. Weiler, Duncker u. Humblot, 1993, 39.
- (91) R. Weiler, *Die Wiederkehr des Naturrechts*, S. 94.
- (92) R. Weiler, *Die Wiederkehr des Naturrechts*, S. 95.
- (93) R. Weiler, *Die Wiederkehr des Naturrechts*, S. 96.
- (94) J. Messner, *Kulturrecht*, S. 237ff.
- (95) R. Weiler, *Die Wiederkehr des Naturrechts*, S. 96.
- (96) J. Messner, *Das Naturrecht*, S. 42-48. Vgl. Rudolf Weiler, Die „existentiellen Zwecke“ im Verständnis von Johannes Messner, in: V. Zsitkovits u. R. Weiler (Hrsg.), *Erfahrungsbazogene Ethik*, Berlin 1981.
- (97) R. Weiler, *Die Wiederkehr des Naturrechts*, S. 97 u. 94.
- (98) 独語圏を中心に眺められた自然法論の盛衰については、R. Weiler, *Die Wiederkehr des Naturrechts* を参照されたい。
- (99) 本論文、註(22) 参照。
- (100) J. Messner, *Die soziale Frage*, 6. Aufl., S. 680. 本論文第二八節をも参照されたい。「社会の細胞」としての家族の有する生物学的・道德的・文化的含意に就いては、次を参照されたい。J. Messner, *Ethik*, S. 312-313. 尚、『社会と倫理』第十一・十二合併号(南山大学社会倫理研究所、二〇〇一

参考文献（伝統的自然法論邦語基本文献単著のみ）

- アルトゥール・ウッツ（野尻武敏訳）『第三の道の哲学』新評論、一九七八年。
アルトゥール・ウッツ（島本美智男訳）『経済社会の倫理』晃洋書房、二〇〇二年。
ヨハネス・メスナー（水波朗、栗城壽夫、野尻武敏訳）『自然法』創文社、一九九五年。
野尻武敏『第三の道―经济社会体制の方位―』晃洋書房、一九九七年。
野尻武敏『転換期の政治経済倫理序説―经济社会と自然法―』ミネルヴァ書房、二〇〇六年。
水波朗『トマス主義の憲法学』九州大学出版会、一九八七年。
水波朗『トマス主義の法哲学』九州大学出版会、一九八七年。
水波朗『自然法と洞見知―トマス主義法哲学・国法学遺稿集―』創文社、二〇〇五年。